

# 『親鸞聖人御絵伝』 絵解の基礎的研究

沙加戸弘 阪口弘之  
林久美子 吉田ひろの  
細川行信 後小路薰

## 当研究の目的

現在、「絵解」の研究は未だ黎明期と言つてよい。加えて、とりあげられている研究対象は、ほとんどが「絵説」、すなわち絵の説明——寺社縁起を中心とする——を主とするものである。

絵を読み、解釈し、意味を付与し、教義と結びつけて教化の具とする、という真に「絵解」の名に値するものは、未だ研究対象とされてはいないのが現況である。

このような現状に鑑み、「当麻曼荼羅絵解」と並んで、我国絵解の白眉とされる『親鸞聖人御絵伝』の「絵解」について、その基礎資料を整備し、展開の大枠を定めるのが当研究の目的であった。

幸いに二年間の研究によつて、「御絵伝」絵解展開史の大略を確定することができた。  
ここに、研究成果及び今後の方向を記して報告とする。

## 『親鸞伝絵』 総解の成立

### 一 「挙説」から「絵説」へ

永仁二年、覚如宗昭は曾祖父親鸞の三十三回忌を期して『報恩講式』を撰述、さらに翌永仁三年、親鸞の縁起『善信聖人絵』（康永重訂本では『本願寺聖人伝絵』。以下『伝絵』と略称する）を撰述した。

このことはとりもなおさず、親鸞の廟堂留守職である父覚恵の跡を襲つて留守職となり、大谷廟堂を中心に門徒を再編しようとした覚如が、宗祖親鸞を弥陀如来の来現と位置付け、かつその血脉につながる自らの地歩をも高めるため、親鸞の教法宣布の徳を讃じ預流の幸を慶ぶ祖師讃仰の法会（報恩講）を創設したことである。永仁三年、時に覚如宗昭二十六歳。この間の事情を、覚如の第二子従覺は、

永仁三歳の冬応鐘月中旬の候にや 報恩謝徳のためにして本願寺聖人の御一期の行状を草案し二巻の縁起を図画せしめしより以来 門流の輩遠邦も近郭も崇て賞翫し若齡も老者も書せて安置す 将又往年にや 報恩講式といへるを作せり 是も祖師聖人を歎美し奉れば 遷化の日は月々の例事としていまもかならず一座を儲て三段を演るものなり（『慕帰絵』第五巻）

と記し、覚如の高弟乗専は、

本願寺聖人ノ化導ノ始終ヲ記セラレタル一巻ノ式文アリ 報恩講式トナツク 本所ノ例事トシテ毎月ノ御忌ニ勤行セラレ 当流ノ聖典ニ加テ諸国ノ道場ニコレヲ安置ス 又同聖人一期行儀ヲ錄セラレタル二巻ノ縁起アリ 目趣ヲ言葉ニシルシ形状ヲ後素ニアラハス コレマタ門下ニ賞翫シテ処々ニ流布セリ（『最須敬重絵詞』第二十六段）  
と伝えている。

言うまでもなく、『伝絵』の原初の形態は巻子本絵詞であるが、これは形式上、多人数が拝見するに著しい不便を生じ、かつまた、一人で拝見するにしてさえ、詞書と画図が交互に出て来るため、詞書を読みながら画図に対応する、ということができない。恐らくは報恩講に集う門徒からの要請で、『伝絵』はかなり早い時期（覚如在世時代に近い時代、あるいは覚如在世時代）から、詞書と画図とが別行されるようになつた。

すなわち、絵をまとめて掛幅として、詞書は二巻の伝文とする、という形式である。一般に、掛幅は「絵伝」あるいは「御絵伝」と称し、伝文は「御伝鈔」と称して区別する。

この形式は、限られた者が許しを得て巻子本の『伝絵』を拝見する、というところから一挙に、多くの門徒が『御絵伝』を拝見しながら拝読される『御伝鈔』を聴聞し、多人数が同時に祖師伝を享受する、ということを可能にした。が、そこに巻子本絵詞の段階（享受者をも含めて）にはなかつた画図と伝文との間隙を生じた。

絵巻の段階で拝見を許された者は、予備知識等を含めてその資格を認定された筈である。恐らく拝見に際して、伝文以外の言葉は必要でなかつたであろう。しかし、詞書と画図とが別行した結果成立した『御絵伝』には、拝見する者の理解に資するためと思しく、多く「札銘」が付されている。「札銘」は、絵相の中に胡粉、紙片等で小さく短冊を作り人物名等を墨書きしたものであるが、絵相の中の多くの「札銘」は、絵と文との間隙を窺わせる。ところが、この「札銘」が近世中期に至つて消える。消えたのは必要でなくなつたからであろう。なぜ必要でなくなつたか。「札銘」が補っていた『御絵伝』と『御伝鈔』の間隙を、別のものが埋めるようになつたからである。すなわち、絵の説明——「絵説」——が、真宗の道場で行われるようになつた、と考えられるのである。

## 二 「絵説」から「絵解」へ

「エトキ」の発祥は古い。真宗の「御絵伝」に関しても、その起源をかなり早い段階にまで遡らせる説があり、我々も

その考え方を一概に否定するものではない。

が、当研究を進めるにあたり、多くの寺院の『御絵伝』を拝見する機会を得たが、その裏書等から見る限り、各地の別院や触頭級の寺院以外の、一般末寺に『御絵伝』が下附されるのは、多く元禄期を降る。これは、各末寺の擁していだ門徒の経済状態と関わると思われるのであるが、それはともかく、一部の例外はあるにせよ、『御絵伝』なしに「絵説」が一般末寺で普通に行われていた、とは考えにくい。

さらに、現存する『御絵伝』に関わる資料も、年代を遡るほど、内容は「札銘」に近いものとなる。  
ここで、実際の資料に即しながら、「絵説」から「絵解」への展開の跡を辿ってみたい。

『伝繪』第二段「吉水入室」は、建仁元年、親鸞が源空の門に入る段であるが、その後半、『御絵伝』の絵相は、手前に山水庭園を配し、奥の書院に源空と親鸞が対座、広縁には一人の僧が書院を背に庭を向いて座す、というものである。  
この絵相について、享保四年刊の『図解親鸞聖人御一代記』<sup>1</sup>は、

人皇八十三代土御門院建仁元<sup>辛酉</sup><sup>2</sup>春聖人二十九歳法然上人六十九歳ナリ此時祖師聖人初テ台嶺ヨリ御下山アリテ法然聖人東山吉水ノ御禪房ニ御詣謁ノ図ナリ

と述べ、絵相を示して「祖師聖人坐シ給フ」、「法然上人坐シ給フ」、「池水」、「親鸞」等と注するのみである。『御伝鈔』の本文についての注解や、付加された説話は非常に多いが、絵相そのものに対する説明は至つて簡略である。この資料に即して言えば、付加された説話が多く、全体として大部なものになっているだけに、この資料をテキストに絵相についての説明が詳細に行われていたとは考えられない。その説明が詳細に行われていたとは考えられない。その絵相についての説明が、時代を遂つて詳しくなる。

明和八年の奥書を持つ写本『画相指磨』<sup>2</sup>は、この部分の絵相だけにほぼ一丁半の説明を加え、鴛鴦についても

池中鴛鴦「示三禪房之寂靜相」——中略——鴛鴦ハ奇鳥也精舍之勝觀也

と述べ、さらに經典を引用し、淨土の鳥になぞらえ、六行分を費している。この鴛鴦が何のために描かれているか、というところにまで言及しているのである。

さらに天保五年の奥書を持つ写本『御絵伝指図秘要鈔』<sup>3</sup>は、この絵相について、

○小池是表ニ吉水

○鴛鴦二羽 雄岩ノ上ニアリ雌ハ池中ニアリ 標シテ云 ミタ如来ノ悲智ノ二門ニヨレハ 黒谷上人ハ智惠門テ已ニ  
吉水ノ信水ニ入テ專修念佛ヲ弘メ玉フ 今家聖人慈悲門テ吉水ヘ望テ飛入玉フ誠ニ鴛鴦ハ不獨 宿ムツマシキ契リ  
深事人間ニ勝レタリ 今思ニ子弟親ミ志昵事ヲ標ス 形ハ欠テモ心カケヌ師弟契リ深ヲ顯シ玉フ

○柳樹是楊柳 春風ニ靡ト云コヽロテ君子ハ如ゝ風 小人如ゝ草表

○云 黑谷上人ノ本願カナ 聖道諸宗ノ草木ハ柳枝ノ風ニ靡カ如クト表ス

と解く。絵相を読み解釈して、新たな意味を付与する段階に至つたと言うべきであろう。「小池」、「鴛鴦」、「柳樹」等に各々具体的な意味がある、と主張しているのである。

すなわち、ここにおいてようやく、文字通りの「絵解」が成立するのである。描かれた一木一草に意味を見出し、譬喻として読みとり、絵相のすべてを教義に結びつけて教化の手段とする「絵解説教」。

絵を説明する——これは安珍、これは清姫、今清姫は安珍の出立を見送つております——のではなく、絵の意味を解き釈しながらの説教——「絵解」——の成立は、『御絵伝』に関する限り、近世後期まで降る、と考えられる。さて、天保期にこのような「絵解」の台本の出現を見たことは、この水準の「絵解」が既にその当時広く行われていたことを示すものであろう。

この背景にはさまざまの要因が考えられようが、わけても、天明八年（一七八八）、文政六年（一八二三）と、わずか三十数年の間隔で両堂を火災によつて失つた東本願寺教団の、門末における募財の必要性があつたと推測される。因みに東本願寺は、天保五年（一八三四）、財政窮乏のため家中に三年間の儉約を命じ、翌天保六年三月両堂の完成を見るが、同八年儉約令は三年間延長されることとなる。<sup>4</sup>

この後も東本願寺教団は、安政五年（一八五八）、元治元年（一八六四）と重ねて両堂を火災によつて失い、明治二十八年、現存の両堂が完成するまで、明治維新の混乱とも相俟つて、門末に対する募財の必要性に迫られ続けるのである。

この間の事情は、明治維新をはさんで、朝廷に献金を重ね、明治三年その負債が五十万両に達した西本願寺教団においても大同小異である。<sup>5</sup>

このような緊迫した募財の必要性を、当時としては斬新的な絵を読むことによる教化の法——絵解——成立の背景に見ることは、あながち見当外れではないと考えるものである。

### 三 「絵解」 禁令

しかしながら、前述の如き募財の必要性とは関わりなく、維新後の仏教教団に対する明治政府の管理は厳しいものであつた。

明治五年四月二十五日（一八七二年五月三十一日）、全国の神官・僧侶を教導職とし、次いで同二十八日、「三條教則」（「敬神愛國・天理人道・皇上奉戴」、一般にこれを「三條」と略称する）を交付した。さらに同年十一月二十四日（同年十二月二十四日）に大教院を設置し、全国の神社・寺院・説教所を小教院として、先の「三條」に基いて教導すべき旨を通達した。これをうけて明治七年五月、真宗四派（東・西・専・錦）は「説教規則」を制定、末寺に達した。<sup>6</sup>

## 第一條

凡説教ハ容儀ヲ肅清ニシ粗卒猥雜ノ弊ナク懇篤恵実ヲ主トシ聽者ヲシテ信從服膺セシムルヲ要ス

## 第二條

説教ノ体裁ハ三條ト安心ト交互錯綜シ偏説偏聽ノ患ナカラシメ風化翼賛政治裨益ノ実効ヲ期スヘシ

## 第三條

説教ノ節或ハ前席ニ三條ヲ演ヘテ後席ニ安心ヲ辨シ或ハ一席ヲ截断シテ前半後半ニ分説シ或ハ前後數席偏ニ安心ノミヲ説テ三條ノ旨ヲ説カス或ハ時勢ヲ談スルモ言鄙里ニ亘リ態演劇ニ類シ或ハ教導職ヲ自負シテ人ヲ毀斥スル等甚体裁ヲ失ス堅ク禁止スヘシ

——以下略——

これによつて説教は建前上、「三條ト安心ト交互錯綜シ」を行わなければならぬ、「三條」と安心とを一座別席に談ずることもいけない、安心のみを説いて、「三條」を説かないのもいけない、あるいはこの時代の状況を反映したものが、言葉卑しくその態演劇に類するものはいけない、ということになつた。続いて明治八年九月、真宗四派は「改正説教規則」を達し、「言鄙俚ニ亘リ態俳優ニ類スル者ノ如キハ啻ニ感化ノ用ヲ失フノミナラス最モ教ヲ汚辱スルノ甚シキ者ナリ」と語調を強めている。

この「説教規則」のどの箇處に抵触したのかは判然としないが、明治十年五月、東本願寺は「絵解」禁止令を出し、「配紙」によつて末寺に達した。

○甲第三十八号

総末寺中

説教之席ニ於テ絵解致候儀者説教規則ニ悖戾スルノミナラス何等ノ訛伝謬説ヨリ宗義ヲ紊乱スルニ至ルモ難計ニ付

不相成儀ニ候処近來往々心得違之族モ有之哉ニ相聞不都合之事ニ候自今右等之儀無之様可致此段諭達候事

明治十年五月十日

寺務所長

權中教正石川舜台

統いて明治十三年六月、西本願寺も同様の禁令を出し、「本山達書」によつて末寺に触れた。

○達書第十九号

末寺僧侶中

近來末寺僧侶之内ニ於テ絵解ト称シ説教ノ節御絵伝ヲ懸ケ絵相ヲ説明致候者有之趣不都合ノ至ニ候右ハ寺法上無之儀ニ付向后右様ノ所業無之様可致此段相達候事

明治十三年六月廿二日

一等執行近松撰真

各府県下

正副總組長中

正副組長中

別紙絵解之儀ニ付第十九号ヲ以末寺僧侶中ヘ相達候條組内無洩可相達候事

明治十三年六月廿二日

一等執行近松撰真

## 四 禁令その後

東西本願寺が、相次いで「絵解」の禁令を出したことの背景には、当然の事ながら「絵解」の盛行が想定される。その盛行は、この禁令以後もかなり余勢を保っていたようである。他の社会現象と同じく、公的な規制が実効を発するまでには、相当の時間があつたと言うべきであろうか。

明治二十年三月、京都の西村九郎右衛門より、「見眞大師御絵伝詳指録」（以下「詳指録」と略称する）が刊行された。表紙見返しに、

該書へ四幅御絵伝中一々図下ニツキ叮嚀親切ニ指図セシ古今ニ希ナル珍書ナレハ説教者ハ勿論一流ノ門徒タルモノ

座右恒ニ欠クベカラサル新著ナレハ陸続講説アラン事ヲ乞フ

と記されているとおり、「御絵伝」の刊行絵解台本としては、天明三年の「御絵伝指示記」に次ぐものであり、内容は「詳指録」の名に恥じない極めて詳細な、そして完成度の高い絵解台本である。

前に例に挙げた「吉水入室」の段は、

○御門前ノ柳ト門内池イケホリノ辺ノ柳トハ元祖ト吾祖ニ御喻タトヘ○元祖ニ喻タトヘタル門前ノ柳○春ノ来ル道ミチノシルベニ我宿ワカヤドノ  
 柳ノ眉マユ早開ケナンハヤヒラ春風キヤクライノ客來有テ柳ノ主人モ眉マユヲ開テ喜ダト云ココ、口ロ範宴僧都ハシエンソウヅノ春風キヤクライノ客來有テ元祖ノ柳モ  
 眉マユヲ開テ喜玉ヒライフ体ナリ○門内ノ柳ハ吾祖ハルカ春風キヤクライニ池イケノ氷コホリノ解初メテ結ビ替タル青柳アヲヤギノ糸ス範宴僧都今迄ハ山ニ升年マデ  
 ノ御修学ハ池ニ氷コホリノ張詰シ如ク夫ハリツメカ易行他力エキヤクタリキノ暖ナ元祖ノ御化導アタカムノ春風ニ值今ハ升年来自力ハリツメノ寒氣ニ張詰タ  
 一心三觀クワンノ氷力解コホリ十八願オタスケノ柳ニ御助ミドリ一定シメノ緑ムビカヘタマフノ糸ヲ結替給ト云コトヲ示スオシ鷦オシハ元祖ト吾祖極樂淨土ゴクラジョウドカラ  
 済度利生サイドリシヨウノ睦ハツマ布シキタトニ喻

○岩ノ上ノ鶴鷺ハ吾祖ニ喰へ池ノ鷺ハ元祖ニナソラヘ  
深信シテ 吉水ノ弘願信力ノ水ニ入ルト云票示也

と詳細に解かれ、実際の「絵解」を眼前にするが如き台本である。○印は恐らく、図を指示するための符号であろう。

この『詳指録』は、『御絵伝』の絵解台本として逸脱するところ少なく、譬喻も一、二を除いて概ね妥当なところにおさまっているが、この四年後、明治二十四年四月、同じ書肆西村護法館から、今一步ふみ込んだ『御絵伝』の絵解台本が刊行される。それが『御伝鈔法話』である。標題が『御絵伝云々』ではなく、『御伝鈔法話』となっているのは、先年の禁令との関係か、あるいは直接的に先の『詳指録』に何らかの障りがあつたものか、判じ難い。

この『御伝鈔法話』は、中に引用された説話が多く、本文自体の娛樂性も『詳指録』とは段違いに高い。さらに文中「(指図)」標示があり、そのまま読み上げるだけで絵解になる、という台本である。全三冊、三十二席。

### 吉水入室の段は

#### 第十二席

建仁第一ノ暦春ノ頃等 サテ当席ニ於テハ吉水御入室ノ一段ヲ聴聞ニ及ブコトナルガ(指図)爰ニ居ラル、人ハ隨円ト云テ——中略——

トキニ三月十二日ノ夜隨円ニ向ヒテ法然上人仰セラル、ヤウ 明日ハ予ガ許ヘ珍客ガ来ルベシ 念ヲ入テ掃除ス  
ベシ予モノノ手伝ヲスベント 翌朝未明ヨリ客殿へ出サセラレ(指図)に此通り机ノ上ニハ聖教ヲ飾ラセラレ 後  
ニハ斯様ニ金屏風ヲ引廻シ 法然サマハ墨染ノ袈裟衣ニ御手ニ珠数ヲ持セラレ珍客ノ入來ヲ待テゴザル モハヤ  
已ノ刻頃ニモナルト頻リニ侍セラル、ガ隨円ハ例ノ様ニスハリテ居ラル、ガ今日ハ珍客ガ来ラセラル、トノコト  
ナレバ 定メテ御師匠ト有難キ御物語リモアルベシ 傍ラニテ承タマハラント樂ミ居ラル、容体(指図)此ニ居タ  
マフガ宗祖大師 斯様ニ法然上人御顔ヲナガメ合セ 宗祖ハ涙ヲコボシ默然シテ居玉フト鷺ノ居ルヲ見タマヒテ法

然サマノ御歌ニ「身は二つこゝろは一つおし鳥の」トコノ御歌ノコ、ロハ石  
 ノ上ニ居ル鶩ハ羽ガヌレヌ 池ノ中ノ鶩ハ羽ガヌレル 今コノ法然ハ精進潔齋ノ身ニシテ肉食妻帶ノ泥ニハヨゴ  
 レヌ 御房ハヤガテ肉食妻帶ノ泥ニヨゴレルガ ヨゴレヌモヨゴレルモ心ハ一ツ 末代ノ悪人女人ヲ弘誓ノ舟ニウ  
 チ乗セテ極楽淨土ヘ連レ帰リタイバカリヂヤトヨマセラレタ 其時宗祖ハコボル、涙ヲ袖ニエオサヘナミダ、  
 思ひけるこそうれしけれ もとのさまをば更に忘れじ』ト御返歌ヲヨマセラレタ サア爰ヂヤ 日本一ノ大役者市  
 川団十郎ハ舞台ニ於テハ奴役 団十郎ノ弟子ハ舞台デハ檀那役ヲツメル 弟子ガ檀那ニナリ師匠ガ奴ニナルモ  
 ミンナ樂屋ノ仕組ニアルコトヂヤ 今恐レナガラ極樂ノ教主タル阿弥陀如来ハ宗祖トアラハレタマヒ 婆娑世界ノ  
 舞台デハ肉食妻帶ノ奴役トナラセラレ 御弟子ノ勢至菩薩ハコノ世デハ法然上人トアラハレタマヒ 師匠トナラ  
 セラル、モミンナ淨土ノ樂屋ノ仕組ニアルコトヂヤ 然ルニ極樂淨土ノ御留守番觀世音菩薩ハ女形トサマヲカヘ  
 ツキワテシガオンヒヤギミ 下ノ御姫君ト御生レナサレ女人往生ノ御先達ヲナサレル サアコレデ立役ガ二人ニ女形ガ一人  
 輪殿月輪殿下ノ御姫君ト御生レナサレ女人往生ノ御先達ヲナサレル サアコレデ立役ガ二人ニ女形ガ一人都合二幅対  
 極樂往生ノ千両役者ノ顔ガ揃フタ イヨノコレカラ沙婆ノ舞台デ往生人ノ顔見セ芸題ハ悪人女人往生鑑スナ  
 ハチ今日ガ大入ニテ 人氣各山真宗大繁昌 大序ヨリ大切マデ四十八願段ツマキヂヤ ソコデ御和讃ニ 弥陀觀  
 音大勢至大願ノフネキ乘ジテゾ 生死ノ海ニウカビツ、有情ヲヨバウテノセタマフト述サセラレタ  
 と解かれている。この部分では、譬喻に歌舞伎を用い、和讃でしめくくるという方法がとられ、前述したように娛樂性  
 が非常に高いと言えよう。

すなわちこの『御伝鈔法話』は、

一、形式的には完璧な絵解台本である。

一、娛樂性が極めて高い。

一、前項の目的達成のため、人物・事蹟等の説明の部分に説話が多用されている。従つて、絵解台本体から離れること

が多く、絵を解くという本来の目的がやゝ等閑にされた感がある。

という特徴を持つ。形式的には不備な点を残すものの、絵解台本としては極めて完成度の高い明治二十年刊の『詳指録』と、絵解台本として完全な形式を備えつゝも、『御絵伝』から離れて滔々と譬喻因縁を弁ずるこの明治二十四年刊の『御伝鈔法話』を並べてみれば、まさにこのころ、「絵解」が盛行の峠をこえたと見てとることができる。  
逆に言えば、当然の事ではあるが、東西両本願寺の禁令直後、明治十代が『御絵伝』絵解の最盛期であった、といふことになる。

今後、『御絵伝』絵解書目解題、ならびに『御絵伝』絵解資料の集成の編集を目指して作業を急ぎたいと考えるものである。

〈注〉

- 1 大谷大学図書館蔵。
- 2 同右。
- 3 同右。
- 4 『上檀間日記』による。
- 5 『明如上人伝』による。
- 6 「配紙」による。
- 7 同右。
- 8 大谷大学図書館蔵。
- 9 架蔵。

資料翻刻

『御伝鈔法話』

抜粹

## 例 言

### 書誌概略

一、刊行された『御絵伝』絵解台本の掉尾を飾る、『御伝鈔法話』

法話の一部を翻刻して資料とする。

一、本文の校訂方針は次の通りである。

1 本文はすべて原文通りとした。

2 宛字・誤字・脱字・衍字・仮名遣いの誤り等も原本通りである。

3 異体字・略字・旧字等は原則として現行の字体に改めた。

4 おどり字（反復記号）は、漢字の場合「々」、片仮名の場合「ゝ」、平仮名の場合「ゞ」に統一した。

5 改行は便宜上、私に行つたものである。

6 文中の空白も便宜上私においたものである。原本の空白は、各席の第一行、引用文の下に一字分あるのみである。

7 頁移りは「オモテ・ウラ」を使用し、「第一丁のオモテ」を「一オ」、「第一丁のウラ」を「一ウ」として、それぞれの頁の最後に表示した。

一、本文中には、人権を侵す表現がいくつかある。しかし、研究資料としての原形態をそこなわないよう、あえて削除や訂正などの処置はとらなかつた。

架蔵

『御伝鈔法話』

体裁 上中下、三巻三冊。

表紙 小本。上巻十六・九×十二・一糲。

装幀 元表紙。朱色。正つなぎに八藤紋の空押。

法量 上巻四十丁、中巻四十丁、下巻四十三丁。

上巻十席、中巻十席、下巻十二席、総三十二席。

刊記 △上巻表紙見返し▽

御 伝 鈔 法 話  
渥美契華師説

藤谷惠燈編輯

明治廿四年 四月発行 護法館藏版

△下巻裏表紙見返し▽

明治廿四年四月廿日印刷

同 年 同月同日出版

印刷者兼  
発行者

京都市下京区下珠数屋町  
東洞院西工入橋町八番戸

滋賀県近江国伊香郡  
木ノ本村妙楽寺副住職

西村九郎右衛門

編輯者

藤 谷 恵 燈

# 御伝鈔法話

御伝鈔法話 卷之上

渥美契華師説 藤谷惠燈編輯

## 第一席

宗祖見真大師末代ノワレラ衆生ノタメニ淨土真宗ヲ御建立アソバサレ、御一生涯御苦労ナシ下サレタコトハ、ナカ  
一朝一夕ニ述べ尽サレルコトデハナビ  
爰ニ三代目御相承ノ覚如上人御製作アラセラレタ上下二巻ノ御伝抄ヲ四幅ノ御画伝ニ合セ指図ヲナシテ、各々方ニヨ  
ク分ルヤウニ今日ヨリ聴聞ニ及ブコトデヤガ、全体コノ御宗門ノ御流レヲ汲ムトモガラハ、祖師聖人ノ御遺跡「一オ」ヲ  
慕ヒタテマツリ廿四輩ヲ一々廻リテ御恩ヲ報ズルノガアタリマヘデヤノニ、各々ヤ我等ハ廿四輩ハサテオキ僅カ三丁カ  
四丁ヲ隔タル所ヘユキテ御法義ヲ相談スルサへ足ヲ運ブニ太儀ナヤウナ根機ツタナヒワレ／＼ガ名代ニ三代目覚如サ  
マハ廿四輩ヲ三返マデ御廻リ在セラレ、殊ニ淨賀法眼トイフ画工ヲ召連サセラレソノ御遺跡ノ景況肝要ナル廻ヲ一々画  
セタマヒ、腰スケ同様ノ吾々ガ二丁カ三丁ノ寺ヘ足ヲハコビ置ノ上ニスワリナガラ廿四輩ノ早廻リヲサセテ下サルガコ  
ノ四幅ノ御画伝デゴザル

サテ覺如サマ初メテ横巻三幅ヲ画シメタマヒテ一「一ウ」幅ハ三州力石ノ如意寺ニ納マリ一幅ハ信州垣崎ノ広樂寺ニ  
納マリ一幅ハ浅草ノ報恩寺ニ納マリテアル  
全体コノ御画伝ヲ漸々ニ御末寺ヘ御免ナサル、ヤウニナリタハ蓮如上人已來ノコト、蓮如サマノ御時代マデハ在家ノ

内仏ニハ御名号バカリヲ安置シテ御画像ハナカリタ、処ガ森ノ道西トイフ人蓮如上人へ何トゾ在家ヘモ御画像ヲ御免ニアヅカリタイト願ハルゝ、ソノトキ道西、

「木できざみ画にかく弥陀も弥陀でなし

まことの弥陀はいつくにぞある」

ト一首ノ歌ヲヨマレタレバ取アヘズ蓮如上人、

「木できざみ絵にかく弥陀も弥陀でなし

マコト実の〔二オ〕弥陀は六字なりけり

ト御返歌ヲヨマセラレタ、ソコデ道西ナルホド御名デ何不足ハゴザリマセネドモ家ガアリテ階ノナヒヤウナモノデゴザルカラ何トゾ在家ヘモ御画像ヲ御免ニ預リ度ト強テ願ハレタニ付テ、其時蓮如上人始メテ在家ヘ御画像ヲ安置スルコトヲ許可アラセラレタ

其比蓮如サマ横巻三幅ノ御画伝ヲ三部經ニ配当ナシ玉ヒ堅巻四幅ノ御画伝ト成セラレタコレ掛軸ノ始メナリ、夫ヨリ

御門末ヘ御画伝ヲ許可アラセラル、ヤウニナリタモノナリ

仍テ當席ニオヒテコノ四幅ノ御画伝ノ大体ヲ弁ゼバ始メ一幅ガ三部經ニ配当スレバ大經成就ノ文ニ当ル、今コノ〔二

ウ〕御画伝デハ肉食妻帶ノ一段ニアタル

(指図) コニ杜若ノ花ガ画イテアル、古キ発句ニ

「かた足はどうへふみこむ杜若かな

トイフ句ガアル、杜若ノ花ヲ取ルニハ其身モ泥ノ中へ這入ラネバ取ルコトガデキヌ、今阿弥陀如来モ極樂世界ニマシ

ルユヘ、此五濁惡世ノ泥界ヘ宗祖大師ト相タヲ替セラレ、肉食妻帶ノ泥ニヨゴレテ惡人女人ノ手ヲ引テ極樂淨土ヘ連

坂リタヒト思召ス御慈悲デヤ、ヨテ大経デハ成就ノ文ニアタル、成就ト云ハ物ノ出来アガリタコト或ヒハ「三才」家作ジヤウジユト云トキハ屋根ハ葺タガ壁ガ付ヌ壁ハヌリタガマダ戸障子ガ這入ラヌト云ナラバ成就デハナヒ、成就ト云ハ屋根モフキ天井モハリ壁モヌリ畳建具モミナ這入リサア何ドキ家移リシテモ何一ツ不足ナク出来上リタノガ建築成就ト云、トキニ各々ヤワレ／＼ハ何ガ成就ヂヤト云ヘバ煩惱成就ヂヤ 貪欲デアレ瞋恚デアレ愚痴デアレ十惡デアレ五逆デアレ、イツ何時デモ無間地獄ノ釜ノ中ヘ屋ウツリスルニ悪業ハソロフテアルガ煩惱成就ノ凡夫ヂヤ 然ルニイマハ受取り方ノ阿弥陀如来ハ本願成就、ソノ火坑サシテ落コム煩惱成就ノワレ／＼デモ本願ノ由レヲ信ズル一念ニ「三才」其座デ命チガ終ラフトモ、極樂淨土へ家移リスルニナニ一ツ不足ノナヒガ本願成就ノ御利益ヂヤトアル

二幅目ヲ大經ニ配当スレバ第十八願ニアタル、今コノ御画伝ニテハ信行両座ノ一段ニ当ル、コレハ藥ノ飲ヤウヲ教ヘテ下サレタモヨヂヤ 藥ハソノ儘デ咽ヘホリ込デハ功驗ハナヒ 藥ノ飲ヤウトヨク煎ジテ飲ダウヘデ毒忌ヲセネバナラヌ 依テ法然上人ノ御弟子三百八十余人ノ方々、名号ノ藥ノ呑ヤウヲ御存ジナカリタ 只称ヘサヘスリヤト丸呑ニナサレタユヘ、コリヤ／＼名号ノ藥ノ呑ヤウハ只称ヘルデハナヒヅ、善知識ノ御教化ヲヨク聴聞シテ、雜行難修ノ毒ダチシ「四才」テ、カヽル者ヲト信ズル下ニ無明業障ノ病ヒ本復シテ、娑婆ニナガラヘ居ルウチヘ正定聚ノ分人ト御サダメニアヅカリ 一ツノ息ノ切レ次第御待マフケノ御淨土へ往生ヲ遂ルゾトアル

次ニ御經ニ配当スレバ觀經ノ下品下生ノ実機ニ当ル、今コノ御画伝デハ板敷山ノ弁円ガ一段ニアタル、コレハ病人ヲ御出シナサレタモノヲヤ 藥ハ無病ナモノガ呑テハ功能ハアラハレヌ サテソノ病人ハドノヤウナ病人ヂヤト云ニ板敷山ノ弁円トイフ大病人ニテ 宗祖大師ヲ殺害ニ及バントスル大惡人ガタツタ一度御相タヲ拝ムナリ旭ニ霜ノキエルガ如ク害心忽チニ消滅シテ剩ヘ后「四才」悔ノ涙堪ガタク、立ドコロニ回心懺悔トアヤマリハテ、宗祖大師ノ御弟子トナリタ コレガ即チ藥リノ利益ノ頭ハレタノヂヤ 今各々ヤワレラハ弁円ニオトラヌ大惡人自身ガ法座ヘ参ラヌノミカ他ノ参ルヲサヘ妨ヲスルヤウナモノガ今ト云今ハ隠レテナリト参リタイト云心ロノ發リタノハ是全ク名号ノ御利益ノアラハ

レタノヂヤ

次ニ四幅目ガ病氣本復ノ相タ、御經ニ配当フレバ弥陀經ノ証誠護念ニ当ル。今コノ御画伝デハ熊野権現平太郎ノ一段ニ当ル。コレ平太郎バカリヲ御守リヂヤトハ思ハル、ナ。各々ヤワレノモ本願ヲ信ジ弥陀ヲ頼ンダ身ノ上ナラ梵天帝「五オ」积四天王堅牢地祇五道ノ冥官諸大善神ガコトハク夜ル星ツネニ御守リ下サル、トアル、コレ偏ヒト心ヲエタテマツルガ故ナリ。先大体ハ略弁シ了ル。

## 第二席

夫聖人ノ俗姓ハ等

当席ニ於テハ御俗姓ノ一段ヲ聴聞ニ及ブ

サテ宗祖大師ノ御父、皇后宮ノ大進有範卿ハ至ツテ和歌ノ道ニスグレサセラレシガ、或時禁裡ニオヒテ名歌ヲ御ヨミナサレタレバ其時御賞賜トシテ妻紅ノ中啓ヲ下サレタ。ソノ中啓ハ坊主デナレバ僧都カラ堂上方ナレバ宰相カラデナケレバ持コトハナラヌ、其中「五ウ」啓ヲソノ儘御殿ニ置テ御下リナサレタ。翌日御参内ナサレタレバ天子ママガ御簾ノ内ヨリ。昨日朕ガ与ヘタル中啓ヲ其マ、置テ下リシハ何故ゾト御尋アリケレバ、流石ノ有範卿御簾ノ側ヘヨラセ

ラレ

「さしおきしつまくれなるは君がため

末ひろかれとあふぐ松風」

ト一首ノ歌ヲヨミタマヒケレバ、叡感ナ、メナラズ深ク御喜ビアラセラレ。其方イマダ妻モナキヨシナレバ朕ガ十二人ノ后ノ内何レナリトモ連坂リ宿ノ妻ニセヨト勅アリケレバ、有難ク御受ナサレタガ恐レナガラ宗祖大師ノ御母君吉光女サマナリ。其トキ吉光女ハ御年十五有範卿「六オ」ハ三十歳ナリ。コレヨリ后我宗祖大師ハ吉光女ノ御腹ニ宿ラセラレ。其宿リ玉フトキ奇瑞ノ事許多アリ。此事別伝ニ出ルガ如シ

サテ御父有範卿モソノ位ト云ヒ其徳ト云ヒ高大ナレドモ 此度ハ右御兩人ヲ父母トタノミテ生レ玉フ我大師ハ別シテ  
 ソノ徳勝レサセラル、ユヘニ 爰ニ御車ガ画イテアル如クコノ御車閑白以上デナケレバ乗ルコトハデキヌトアル 然  
 レバ御父有範卿デサヘモ乗玉フコトノナラヌ御車ヘ御子宗祖大師ガ乗セラレタハコレ其徳ノ甚ダ勝レサセラル、コトヲ  
 知ゼンガタメナリ 依テ斯様ナ御車ヲ画カセラレタモノヂヤ  
 今恐レナガラ喻ヘテ云バ御伝抄ハ淨瑠璃ノゴトク御画伝ハ芝居ノ如クヂヤ 然ルニ耳ニ忠臣藏ノ淨瑠璃ヲ聞テ目」「六  
 ウ」ニ於染久松ノ芝居ヲ見ルヤウナ不都合ナ説教デハナヒ 耳ニモ忠臣藏日ニモ忠臣藏イカナル人デモ会得ノデキルヤ  
 ウニ御聞セ申ス

マヅ御伝抄上巻ノ初ニ夫聖人ノ俗姓ハ乃至子ナリ 依テ御画伝ヲ拝メバ（指図）斯様ナ御車ヘ乗セラル、栄花榮耀ヨウ  
 ノ御身ノ上ガ 御得度已來アラユル艱難御苦勞アラセラレタハ誰ガ為デヤトタヅネテミレバ 外ノ者ノ為デハナヒ煩惱  
 具足ノ各々方ヤ我々ガ泥ダラケノ穢身ヲ転ジテ紫磨黄金ノ膚トナシ七宝ノ蓮華ノ上ガ踏セタイバカリノ御苦勞ヂヤ  
 夫聖人ノ俗姓ハ藤原氏」夫ト云ハ発語ノ辞デウツカ」「七オ」リトシテ居ル者ニヨツケルヲ夫ト云 世間ノウヘデモ  
 ソレアブナヒソレソコニ有ルト云ヤウナ意ロ 御文ノ中ニモ毎度コレ夫ト云フ御言ガアル 夫人間ノ浮生ナルスガタヲ  
 ツラク観ズルニ 夫人間ノアダナル体ヲ案ズルニト アノ夫トアルハ弥陀ノ本願ハ十方衆生ト誓ハセラレ 人間  
 ハ云ニ及バズ世界中ニ有トアラユル生ノアルモノ蚤ヤ虱ニ至ルマデ助ケタイト云フ御慈悲ナレドモ 地獄ニ居テハ八寒  
 八熱ノ苦シミガキビシイユヘニ弥陀ノマコトヲ聞コトガナラズ 餓鬼道ニ居テハヒモジフテノテナラヌノデ弥陀ノマ  
 コトヲ聞コトガナラヌ 畜生ニウマレテハ愚「七ウ」痴ニシテ物ガ分ラヌユヘ弥陀ノマコトガ届カヌ 謂ニ犬ノ前ノ説  
 教ト云ガゴトシ 天上界ハアマリ楽ミガ多イユヘ夫ニ執着シテ仏法ヲ聞ク機ニナラヌ ソコデ今コノ座デ聞テ坂ルマ  
 デハ覺エテ居ヌヤウナ愚ナ者デモ イマ聞テ今信ヲエテ今死ンデモ仏ヶニナラレルカウカノキクナ夫コノ人間バカリ  
 デヤゾ ヨテ氣ヲ付テ下サル、御言ヂヤ タトヘテ云ハダグワソノナヒ子ニ親ガ付テ居テ 川端ヘデモヨルト夫川ヂ

ヤゾヨ夫ハマルゾヨソレ落ルゾヨト氣ヲツケル故ニ過チモセヌ如ク 各々ヤワレノモソノ如ク吹出ス息キガ返ラヌガ  
 ザイゴ 最期炎ノ中ヘ真サカサマニ落ルモ知ラズニウ「八オ」カノ暮スヲ 善知識ハヤルセナフ 夫地獄へ落ルゾヨ 早フ  
 本願ノイハレヲ聞テ信ヲ取レヨ 今聞テ今仏ケニナラレルハ夫人間バカリヂヤホドニ 五十年ヲ空奉公スルナヨ 夫聞  
 ヨ信ゼヨ 疑ヒハレテ 弥陀ヲ頼メヨト 御心切ニ氣ヲ付テ下サル、故ニ 今ハ後生ノ大事ガ心底カラ大事ト知ラレ  
 テ 本願ヲ信ジ弥陀ニ帰命シタテマツリ往生治定ノ思ヒニナリタハ偏ヘニ如來聖人ノ御化導ノ行届ヒテ下サレタノデヤ  
 ト喜バレヨ

## 第三席

夫聖人ノ俗姓ハ等 前席マデニ宗祖大師ノ御俗姓「八ウ」ノ一段ハ弁ジ了レリ

サテ承安二年五月二日ニ御入胎アラセラレテ 同三年四月朔日（明治改正暦デハ五月廿一日ニ当ル）御誕生ナリ ソ  
 レヨリ御年七才ノ秋八月マテ遂ニ御泣ナサル、ト云フコトモナク ウントモスントモ声ヲ挙タマハズ ソコデ乳母ヤ御  
 付ノ女中ガ大ヒニ心配イタシ 若ヤ啞デハアルマヒカト私語居ルトコロガ 其年八月御父有範卿ノ膝ノ上ニテ東ヲ向  
 テ南無阿弥陀仏マタ西ニ向テ南無阿弥陀仏ト二声」「九オ」御称ヘナサレタ コレガ御生レナサレテカラノ初声ナリ  
 其後イロノサマノ御手遊ビ物ヲタテマツルトイヘドモ何一ツ御手ヲ触玉ハズ 然ルニ御父有範卿ハツネニ如ニヨ  
 意輪觀世音ヲ御信仰アラセラレタユヘ御珠數ガ御居間ノ柱ニカケテアルヲ御覽ナサレ ニコノトシテ手ヲ伸シ玉フユ  
 ヘ 御付ノ女中ガコレハ御珠數ガ御氣ニ入タソフナト思ヒ 取リテ指上グレバ殊ノ外御喜ビアラセラレ終日ソノ珠數ヲ  
 持テ遊ビタマフ

ナント同行中 梅檀ハ二葉ヨリ香バシトイフハ此事ヂヤ 西方淨土ヨリ御来現アラセラレタ宗祖大師 念仏ノ一門  
 ヲ別開シタマフダケノコトガアリテ 御初声カラシテ六字ノ」「九ウ」名号ヲ御称ヘナサレ仏法ノ器ニアラザレバ手遊ビ

ニモシタマハヌハ実ニ尊ムベク仰グベキコトナリ

然レバ今日在座ノ我々ハ生レタトキカラ淨土真宗ノ御流レヲ汲ミ朝カラ晩マデドノヤウナ大キナ声デ御念仏ヲトナ

ヘテモ誰レニ憚ルコトノナヒ身ノ上トナシ下サレタハ偏ヒトニ宗祖大師ノ御化導ノ行届カセラレタユヘヂヤ」

トキニ宗祖大師ガ初声ヲ揚玉フトキ東ヲ向テ南無阿弥陀仏西ニ向キテ南無阿弥陀仏ト御称ヘナサレタハドウ云ワケ

ヂヤト云ニ一声ハ招喚ノ念仏一声ハ発遣ノ念仏ナリ古人ノヨマレシ歌ニ

「まへは弥陀うしろは糸迦に中はわれ

おされ」「十オ」ひかれてまゐる極楽」

ト前カラモ南無阿弥陀仏ウシロカラモ南無阿弥陀仏右モ左リモ南無阿弥陀仏ニ丸メラレ吾等如キノ造惡無善ノイタ  
ヅラ者ニ名号ノ功德ヲスツクリト御向ナサレテ下サル、ユヘニ作サヌ善根ノ主トナリ積マヌ功德ノ主トナリテ  
十方ノ諸仏ニ対シテ肩身ノスボラヌ万徳円満ノ身トナリテ真実報土へ往生ヲ遂ルハ念仏ノ行者ニ相究マル

#### 第四席

夫聖人ノ俗姓ハ等宗祖大師ノ御系図毎年ノ御正忌ニ御伝ノ上デ夫聖人ノ俗姓ハ乃至有範卿ノ子ナリ」「十ウ」  
ト聴聞シテモ何ノ事ヤラ分ルマイガコノ日本ノ國がイマダ開ケザリシイニシヘ伊邪那伎伊邪那美尊トイフ一柱ノ  
神ガ天ノ浮橋トイフ処ニ立セラレテ相共ニ語リテ曰ク此下ノ海ノ中ニ国アルベシ試ニ梓ヲ下シテ探リテ見ントノタマ  
ヒテ梓ヲ以テ海ノ中ヲカキサガシテ其梓ヲ引上ゲタマヘバ其梓ノ滴りガ自カラ凝テツノ國ト成ルコレヲ自凝嶋ト名  
ク二柱ノ神コノ嶋ニ下リテ夫婦ノ道ヲ始メ一女三男ヲ設ケサセラレタ其第一ガ天照皇太神第二ガ月夜見尊第三ガ  
須佐ノ男神其次ガ蛭子ノ命ナリソレヨリ段々ト神サマガ御生レナサレタコレヲ神代ト云テ其間ノ年代ハ何」「十一  
オ」十万億トモ知レスナガシイ年數ヂヤトアルソノ神代ノ末ニ至リテ天照皇太神宮ノ御ハカラヒニヨリテ迹々杵

命ト云ヲ天降シタマヒテコノ國ノ主トナシ玉フ トキニ付添テ下ラセラレタガ天津児屋根命 ソノ児屋根ノ命ヨリ廿一代目ガ大職冠鎌足公 天津児屋根命ヨリ廿七代目ガ皇太后宮大進有範卿 ソノ御子息ガ恐レナガラ宗祖ト仰ギタ テマツル見真大師ナリ

サテ御母君吉光女サマハ宗祖大師ヲ御懐妊ナサル、時 大和国長谷寺ノ観音サマガ枕上ニ立セラレ御手ニ五葉ノ松ヲ持セラレテ 汝ガ日ゴロ願ノ如ク「一子ヲ設クルホドニ誕生ノ后ハコノ松ヲ以テ名トセヨト」「十一ウ」御告ガアリタ ソノ時西方ヨリ金色ノ光明ガ来リテ吉光女サマノ御口ノ中へ入ルト見テ夢覚玉フ

サテ長谷寺ノ観音サマカ常ノ松デモヨカリソウナモノデヤノニ取リワキ五葉ノ松ヲ持テ告サセラレタハ 末ノ世ニ於テ東西両本願寺ヲ一本トシテ 仏光寺高田専修寺江州木部錦織寺越前三門徒ト五派ニ別レルコトヲ知センタメニ五葉ノ松ヲ持セラレタ 松ノ字ヲ分テミレバ十八公トナルコレ第十八願ノ公ト云コト

(指図)サテ爰ニ氣ヲ付テ拝ゾデミレバ宗祖御幼稚ノ相ノ着テゴザル狩衣ノ模様ニ松ニ藤ノ画テアルハ觀音ノ御告ヲ知ラセタモノヂヤ 「蘿葛ハ高木ニ」「十二オ」倚テ百丈ノ空ニ登リ蚊虻ハ鳥翅ニ倚テ千丈ノ空ニ登ル」トアリテ 蚊ヤ虻ナド小サキ虫ハ羽ハアリテモ五間カ十間ヨリ飛上ルコトハ出来ヌ 然ルニ薦ヤ鷹ノ翅ニ付テ居レバ千丈モアル高イ空ヘモノボル又蘿葛ト云テ藤ヤ薦ナドハヒトリ高イ所ヘノボルコトハナラヌ 松ナドノヤウナ高フナル木ニ寄添テ居レバソノ松ノ力ラニヨリテ百丈ノ空ヘモ登ル ソコデ登ルト 藤ヅルノボラセルハ松ノ力ラ 今各々ヤ吾等ハ藤ヅル同然少シモ独リ立ノ出来ヌタダ明テモ暮テモ三惡道ノ方へ這コムバカリノ私シヲ第十八願ノ松ノ木ニカ、ルモノヲ御助ケトスガリサヘスレバ息切レ次第ニ「十二ウ」花ノ台ヘ往生ヲ遂サセテ下サル、依テ登ルハ藤ノボラセタハ松ノ力ラ 仏ケニナルハ私シ仏ニナシ下サル、ハ第十八願ノ念佛力デヤゾヨト御知ラセ下サル、コトナレバ有難フ拝礼スベシ

夫聖人ノ俗姓ハ等 全体ゼンタイコノ御画伝ノモトヲ尋ヌレバ

(指図) 爰ニ居ラレル西仏房チヤ コノ西仏ト云フ人ハ一生ノ間ニ三名ヲ七返マデ替タ人デ 初メハ朝廷ノ臣ニテ早瀬

進士藏人道広ト称セシガ イサ、カノ誤リニ依テ免職イタサレ 南都東大寺ニ往キテ書記役ヲ勤ム ソノトキノ名ヲ

〔十三オ〕西乘房真教ト替ラレタ 然ルニ其ノ節平清盛公威勢益々盛ニシテ諸寺諸山ヲ焼払フニ付キ大津三井寺ヨ

リ南都東大寺ヘ誘状ヲ付ケラレタ アノ弘敵法敵ノ清盛勢ヒ盛ソニシテ諸寺ヲ焼払フニヨリテ追付貴寺ヤコノ三井寺

モ焼キ払ハレルニ違ヒナイ 依テ相互ヒニ力ヲ協セテ此方ヨリ先ガケヲ致シ清盛ヲ討亡ボソウデハナヒカト云ヒ贈ラレ

タ 其返事ヲ書レタガ今ノ西坊真教ナルガ ソノ返事ノナカニ平家ノ武功ハ塵芥ノ如シト書レタ コレハドウ云コ、

ロデヤト云ニ 何ノ御構ヒナサルナ清盛ガ武勇ノ如キハ畢竟チリアクタノヤウナモノ取ルニ」〔十三ウ〕足ラズト云コト

デケシカラヌ大言ナリ 然ルニ其時分清盛公ノ勢ヒト云ハ西国種ヶ嶋ニ城ヲ築カレタトキ金ノ軍扇ニテ日輪サマヲ東ヘ

追戻サレタアル ソレ程勢ヒノ強キ清盛公ヲ塵芥ノ如クヂヤト貶メラレタユヘ清盛大ヒニ腹ヲ立ラレ オノレ憎

ヒ坊主メ逆張ツケノ刑ニ行ナハント云テ四方八方へ手配リシテ西乘坊ヲ探索セラル、ユヘ西乘坊真教ハ大イニ困リ面

ニ漆ヲヌリテ癩病人ノ姿トナリテ三州国分寺ヘ逃込デ潜伏ス ソノ時ノ名ヲ秀円阿闍梨ト替ラレタコレデ三返目

ソレヨリ箱根ノ権現ノ裏坂ニ一年バカリ滞留イタサレタ ソノ時ノ名ヲ智円ト替ラレタ「十四オ」然ルニ落武者ハ薄

ノ穂ニ怖ルトヤラデ何トナク氣味ガワルフテナラヌユヘニ 朝日將軍ト云ヒシ木曾義仲ニ仕ヘテ四天王ノ随一トヨバ

レ 大撫房覺明ト名ヲ替ラレタコレデ五返目

トコロガ朝日將軍木曾義仲栗津ノ原ノ合戦ニ於テツヒニ討死致サレタ ソノトキ初メテ無常ヲ観ジ慈鎮和尚ノ御弟子トナリ名ヲ乗觀房トカヘラレタ

ソノコロ宗祖大師九歳ノ春 慈鎮和尚ノ御弟子ト成セラレテヨリ御名ヲ範宴少納言ノ公ト称シタテマツル 御智恵ノ

スグレサセタマフコト千人ノ智恵ヲ合セタルガ如ク 御学文ノ進マセタマフコト旭日ノ上ルヨリモ速カナリ」〔十四ウ〕  
 コレニヨリ慈鎮和尚其俊才ナルヲ深ク愛シ玉ヒタゞ何事ニヨラズ範宴々々ト云テ委任ナサレル  
 ソコデ乘觀房ハ偏執ノ心ヲ起シ サテノ御師匠慈鎮ママニハ依怙員員ヲナサル、御方ヂヤ コノ乗觀ハ範宴ヨ  
 リハ廿八モ年カ上ナリ 殊ニ兄弟子ナルヲ指置キアノ八歳ヤ九歳ノマダ乳臭キ小僧ヲ御用ヒナサル、ハ忌々シヒ事ヂヤ  
 ト思ヒ居ラレシガ

或夜ノ夢ニ阿弥陀如來光明赫々トシテアラハレサセラレ乘觀房ト御呼ナサル、ユヘコレハト驚キ眼ヲアキテ  
 ヨク見レバ九歳ニナリ玉フ範宴ノ公ガ墨染ノ衣ヲ召サレ 乗觀房御師匠ノ御用ヂヤト」「十五オ」云テ枕元ニスツクリト  
 立テゴサル コレハ不思議トオモヒナガラソノ夜ハ明サレシガ 翌朝手水ヲツカヒニ戸外ヘ出ラレタレバ坂本ヨリ廿  
 五菩薩ニ围绕セラレテ光明赫々トシテ阿弥陀如來ガ山ヘ御上リアラセラル、コレハ尊ヒコトヂヤト思ヒ大地ニヒレ伏  
 テ拝ノデ居レシガ モハヤ半丁バカリニナルカト思フト阿弥陀如來ハ隠没シ玉ヒ ヤハリ範宴ノ公ガ墨染ノ袈裟衣ニテ  
 手ニ珠数ヲ持セラレ山ヘ御上リアラセラル、斯様ナ不思議ナル事ヲ統ケテ升八返マデ見ラレタタル  
 ソコデ強氣ナ乘觀坊モ我慢ノ角ヲ折リ ヤレノ勿体ナヤ範宴サマハ直也人デハ」「十五ウ」マシマサヌモノヲ  
 ソネンダコトノ浅マシヤ 極樂淨土ノ教主阿弥陀如來ノ御化身トハアラ有難ヤト身ニシミト、オアヤマリハテ、  
 少納言ノ公ノ御弟子トナラレ 括其時名ヲ西仏房ト改メラレタ 此ノ人ガ今信州康樂寺ノ開基デアル  
 サテ御流罪ノ段ニ曲イテアル御聖教ヲ背負杖ヲツイテ居ラル、人ガコレ西仏房ヂヤ 老人ノ姿タニ画イタハ宗祖大  
 師ヨリ年ガ廿八上デヤト云コトヲ知セタモノヂヤ  
 ソコデ御弟子多キ中ニ御得度ノ節ヨリ御側ハナレズノ常隨近ノ人ハコノ西仏房バカリヂヤ 依テ御得度ノ節ヨリ  
 見ルコト聞コトヲ書記シ置レタ「十六オ」が日次ノ記ト云テ只今信州康樂寺ノ第一ノ宝物ナリ  
 三代目覺如上人ハコノ日次ノ記ニヨリテ上下二巻ノ御伝抄并ニ四幅ノ御画伝ヲ御製作アラセラレタ 其ノ時画工ノ役

ヲ勤メラレシ淨賀法眼ハ西仏房ノ子息ヂヤト云コト サレバ西仏房父子ハ宗祖大師ニ深キ因縁ノアルコトナルベシ  
 然ルニ今日ノワレハ畠ノ上ニ坐シナガラ宗祖御一代御苦勞ナシ下サレタ御相タヲ一日ニ拝ミタテマツルコトハ  
 偏ニ西仏房ノ御カゲナリト喜バル、ガヨイ

## 第六席「十六ウ」

ソレシャウニン  
 夫聖人ノ俗姓ハ等 サテ当席ニオヒテハ 四幅ノ御画伝ノ中デ御得度ノ一段ヲ弁ズル  
 宗祖大師幼名松若丸サマ御年七ツノ時 安元二年五月十八日ニ御父君有範卿サマ御逝去アラセラレタ  
 其時御簾中吉光女サマ及ビ松若丸サマノ御愁歎一方ナラザリシガ 光陰矢ノ如ク月日ノタツハ早イモノデ程ナク五  
 十日モ過ユケドモ盡ヌハ悲シミノ涙ナリ

サスガ権化ノ松若丸サマ丈有テ 幼稚ナガラモ世間ノ無常ヲ観ジタマヒ 御母君吉光女サマノ御前ニテ仰ラレルヤ  
 ウハマコトニ此度ハ思ヒヨラザル父君ノ御逝去コレニ付テモ頬ミ少キハ此世ノアリサマ「十七オ」ハカナキハ人間  
 ノ境界タトヒ攝政閔白ノ位ニノボルトモ只一旦ノ栄花ニシテ夢ノ樂ミナリ 誰カ百年ノ齡ヲタモツベキヤ サ  
 スレバ後生コソ一大事ナレ 何トゾ私ニ出家得度ヲユルサセタマヘ 一二ハ父君ノ菩提ヲ弔ヒ 二ニハ我身ノ出離解脱  
 ノタメト存ジ候ト御願ヒナサレタレバ 吉光女サマハ両眼ヨリバラト涙ヲコボサセラレ 松若丸ソリヤ何事ヲ申  
 サル、ゾ 賴ミニ思フ夫有範卿ニハ死別レ歎キノ中カラ杖柱ト育テル其方 早フ成人サセテ藤原氏ノ跡目相続サセ  
 ネバナラヌト其方ヲ引伸スヤウニ思フテ居ルモノヲ イカニ年ハガ「十七ウ」ニカヌトテ弁ヘナキニモ程ガアル 今ソ  
 ナタガ出家シタナラバ 当家ノ相続ハ誰ガスルゾ 由緒正シキ藤原ノ家断絶ニ及ブトキハ先祖ヘ対シテ不孝ノ至リ 左容  
 ナ事ハフツト思ヒ止マルベント御異見ナサル、 其時松若丸サマハ言ヲ和ラゲ母君ニ向ハセラレ 仰セ御尤モ至極ニハ  
 候エドモ棄恩入無為ト云テ今母君ノ仰セニ背キ家ヲ捨殊ニ大恩アル母君ヲ棄テ沙門トナルハ一旦ハ不孝ノヤウナレドモ

イッシシユツケ  
一子出家スレバ九族天ニ生ズルトアリテ 出家ノ功徳ハ廣大ナモノトウケタマハレバ 何トゾ出家ヲ許サセタマヘ ワツル  
 シハ沙門ニナリタレバトテ大僧正ニナラフ「十八オ」ノ縫ノ衣ガ着タイノト云フ 望ミハ一切ゴザリマセヌ 如法ニ仏道  
 ヲ修行シテ証リヲ開キ父君若シ悪趣ニマシマサバ善処ニ転生セシメ若シ善處ニマシマサバ猶福樂ヲ増サシメン 此世  
 ハ八苦充满シテイカナル高位高官ナリトモ此苦シミハ免レガタシ 追付母君アナタモロトモニ極楽ノ花台デ樂ミ暮ス  
 ヤウニナリマスル程今暫クノ間ダ御辛抱下サレ当分ノ不孝ハ偏ニ御宥恕下サルベシト理ヲ盡シテノタマヒケレバ 母  
 君モ是非ナク其意ニ任スベキヨシ御答アリケルガ タゞ何トナクヨ延シ一月ノビ二月ノビシテ九歳ノ三月マデ延引  
 ナリケレバ 松若丸サマハ心ガ」「十八ウ」イラチ頻リニ母君ヘ御催促ナサル、ユヘ 母君吉光女サマハ松若サマノ伯父  
 ギミカサノカミノツナキヤウ オマカ君若狹守範綱卿ヲ御招キナサレ御相談ノ上 範綱卿ハ松若サマヲ呼セラレ 其方父有範ガ死亡已來出家得度ゼンコト  
 フ望ムヨシ其義ハ思ヒ止マルベシ 云何トイフニ其方ハ当家ノ嫡男ナレバコノ藤原ノ家ヲガネバナラヌ 若シ其方  
 沙門ノ身トナラバ家系断滅スペシ ソノウヘ生存ノ母ニ対シテ大不孝ナリ依テ出家ノ願ヒハ叶フカラズト嚴シク仰  
 セラル、松若サマハ一言ノ答ヘモナク涙ニムセビ默然トシテ一間ノ内ニ入ラセラレ 十方三世ノ諸仏ニ向ヒ末代ノ惡  
 人女人ヲ濟度ノタメコノ松若丸ガ出家ノ願ヒ「十九オ」ヲ叶ヘサセ玉ヘト心ノ内ニ念ジツ、七日七夜ガ間水一滴召上ラ  
 ヌユヘ 御付ノ人々大ヒニ心ヲ痛メ伯父君範綱サマヘ其由申上タレバ 三月十五日ノ朝範綱卿ハ松若サマニ向ハセラレ  
 其方ハ此ホド食事ヲ断テ水一滴呑ヌヨシヲ聞及ブガ何故斯ハスルゾトノタマヘバ 松若サマハ此程カラノ食断チニ身  
 体ツカレイトヨリ細ギ音ニテノタマフヤウ 一切衆生ヲ濟度ノタメニ出家ヲトゲント願ヘドモ叶ハストノ仰セユヘ甲斐  
 ナキ命チナガラヘンヨリ早ク此生ヲ畢リ生レ替リテ沙門トナラント存ズルナリト答ヘ給ヘバ 伯父君モコレニハ殆ド  
 困リハテ兎テモ此方共ノ異見デ止マル「十九ウ」松若丸デハナヒト 夫ヨリ又ゾロ吉光女サマト段々御相談アラセラレ  
 此節青蓮院御門跡慈鎮和尚サマハ兼実公ノ御長兄ニテ頗ル穎徳ノキコエアレバコノ御方ニ説諭ヲ頼ムヨリ外ナシト示  
 ザグイケタ一決シテ 範綱卿ハ慈鎮和尚ノ御許ヘ往セラレ時候ノ挨拶了テ サテ今日推參致セシハ余ノ義ニモ候ハズ 有範ガ

一子松若丸コト一昨年ノ五月父ヲ喪ヒシヨリ已來頻リニ出家得度セントラ望ムトイヘドモ未ダ幼年ト云ヒ家名ヲ嗣スベキ者ナルガユヘニソノ意ニ任セザルヲ本意ナキコトニ思ヒ将ニ絶食シテ死ナントスルノ場合ニ至リ一族ノ者大ヒニ当惑イタシ候ニツキ「二十オ」何トゾ貴所ノ方便ヲ以テ幼稚ノ者ニハ得度ユルシガタキ旨垂誠ニアヅカリ度此段内々御依頼致サンタメナリト述給ヘバ慈鎮和尚聞給ヒソレハ最易ギコトナリソノ松若丸ヲ同伴シ給ヘ愚納ガヨキヤウニ計ラフベシトノタマヘバ大ヒニ喜ビ帰ラセラレ松若丸サマニ向ヒ予テ汝ガ願ヒノ如ク今日ハ出家ヲユルシ當時碩徳ノキコエアル粟田ノ門主慈鎮和尚ノ弟子トナスベシトノタマヘバ七日ノ間絶食ナサレタ松若丸サマムツクト起上ラセラレ今日ハイカナル吉日ズヤコノ松若丸が出家ノ願ヒ叶フタリ末代ノ悪人女人ヲ済度スル道ガヒラケタト御喜ビアラセラ「三十ウ」レタコニニ於テ俄ニ御供マハリノ人数ヲトノヘ

(指図) 拝マル、通リ斯様ナ結構ナル御車ニ乗ラセラレ粟田青蓮院ノ御門跡慈鎮和尚ノ許ヘ往セラル、ソノトキ伯父君範綱卿松若丸サマヲ誘引ナサレ慈鎮和尚ニ御対面アリテ仰セラル、ヤウ是ナル童子ハ皇太后宮大進有範ガ一子松若丸ト申ス者デゴザルガ三ヶ年已前父有範卒去ノ後シキリニ世間ノ無常ヲ観ジ出家沙門トナリテ仏道修行ノ志願ヲ起シ昼夜ニソノ思ヒヤマズ何トゾ貴所ノ弟子トナサレ御教育ニアズカリタフゴザルト宣タマヒケレバ慈鎮和尚ハ予テ内談アルコトナレバ其意ヲ含ミ「二十一オ」ノタマヒケルヤウ夫ハノ幼稚ノ身トシテ出家ノ志神妙ナ事デゴザル然レドモマダ九歳ヤ十歳テハ得度ハ許サレス責テ十七八歳ニモナリ身体健剛ナリヤ否ヤヲ試験シタ上デナケレバナラヌ先ヅ出家ニナルニハ頭香ト云テ首リノ上デ香ヲ焚クコトモアリ又手油ト云テ手掌ニ油ヲ盛テ火ヲモスコトモアリ又ハ大満ノ行ト云テ百日ノ間百粒ノ米ヲ持チ一日ニ米一粒ヲ食トシテ叢山ノ谷々ヲ廻リ修行ヲセネバナラヌテ九ツヤソコラノマダ骨肉モシツカリト堅マラヌ身ニ出家ハ許シ難シトノタマフ其時宗祖大師幼名松若丸サマノ「二十一ウ」仰セニ私儀コノ度出家ノ志願ハ栄花歎樂ノタメニ望ニアラズ難行苦行ハ元ヨリ覚悟デゴザル大満ノ行トヤラハ百日ノ間二百粒ノ米ニテ命チノツナガル、ヤウハゴザラネド我志ダニ精進ナラハ神仏ノ加被力ニヨリテ勤マラ

ヌコトハゴザルマヒ 衆生済度ノタメナラバ此松若丸ガ身ハタトヒ苦ノ中毒ノ中デ骨肉ハ腐リ敗ル、トモサラノ厭ヒ  
 ハ致シマセヌト九歳ヤソコラノ詞ニモ似ヌ大丈夫ノ御返答（サフテモアロフカ弥陀如来ノ御化身デヤモノ） イカナ慈  
 鎮和尚モコノ一言ニ感服ナサレモハヤ異見ノ手段ガナヒ「御当山ノ御画伝ニハカイテナケレド仏光寺ノ御画伝ニハ」〔二  
 十二オ〕

（指図）此処ニ理趣分ト云御經ガ飾リテアリ 然ラバ松若丸此經が始メカラ終リマデ一句モ滞リナク読レタナラバ望ミ  
 ノ如ク得度ヲユルスベシ 沙門トナルベキモノハソノ器量ヲタメサネバナラヌ試ニ誦デ見ラレヨト 慈鎮サマ心ノ内ニ  
 思召スヤウ 松若丸ハ漸ク九歳ナレハ読物ノ稽古ハ未熟ナラン是ヲ与ヘテ読セタラバ定メテ困リハテ出家ノ志願モ止ム  
 デアラフト理趣分手カラ授ヶ給ヘバ 松若君ハ押頂キ（サスガ弥陀ノ御化身デヤモノ夫位レグラ  
 ヌ）卷物ノヒモヲ解キ 始メカラ終リマデ何ノ苦モナクサラト立板ニ水ヲ流ス如ク誦ミ給「二十二ウヘバ 慈  
 鎮和尚ハイヨ／＼感服アラセラレ モフ此上ハ誰が出家ヲトゞメテテモコノ慈鎮ガ弟子トシテ得度サスベシ末頼モシキ  
 幼童ナリト仰セラレテ一首ノ歌ヲヨマセラレタ

^\わが山の法のともし火かゝぐべし

すゑだのもしき稚子のこゝろね

トコノ比叡山ハ伝教大師ノ御開ナサレタ日本ノ天台山トモ呼レル勝境ナレドモ 追々末ノ世ニナリテ天台宗ノ法門ヲ  
 伝ヘル人柄モ希ナル時節ナレバ 斯様ナ聰明ナル松若丸ヲ得度セサセ弟子トシテ育テタナラバ末ニハ名僧知識トナリテ天  
 台ノ法ヲ繁昌サセルデアロフト御喜ビアラセラル、ソコデ松若丸サマモニコノト「二十三オ」笑ヲ含マセラレ 然  
 ラバ出家ヲ御許シ下サレマスカトノタマヘバ 慈鎮サマノ仰セニ 汝ガ器量ヲ見届ケタユヘイカニモ得度サセマセフ併  
 シコノ美シヒ黒髪ヲソリ落スハ扱モ惜キモノデハアル ト松若君ノツムリヲ撫タマヘバ松若君トリアヘズ  
 ^くろかみをなにをしむらんこの春は

ノリハナ  
法の花さくこの身なりけり

ト喜ビノ歌ヲヨマセラレタ 慈鎮和尚ノ仰セニ 彼是スルウチモハヤ余程時間モウツリシコトナレバ 剃度ノ式ハ明日早サウトニ致スベシ トアリケレバ松若君御庭前ノ桜ヲ見ヤリタマヒ

ヘアサアリと思ふこゝろはあだ桜

よるはあらしのふかぬものかは

明朝得「二十三ウ」度ヲ御許シ下サル、ハ有難キ仕合セナレドモコノ松若丸ガ命チヲ明日マデ受合テクレル人ガゴザラ  
ヌ何トゾ只今得度ヲ御許シ下サルベシ ト願ヒ給ヘハ慈鎮和尚聞シ召 実ニ人命ハ無常ナリ然ラバ今日剃度ノ式ヲ行  
フベシ ト御隨身僧衆ニ命ジテニハカニ御得度ノ用意ヲナサル、

(指図) 程ナク用意モ整ヒケレバ 慈鎮和尚ハ天台ノ法式ニヨラセラレ 流転三界中恩愛不能断棄恩入無為真実報恩者ト  
四句ノ文ヲ唱ヘサセラル、ト 権知房ノ阿闍梨ト申ス御出家ガ松若丸ノ縁ノ髪ヲ一剃スリ落シ給フト松若丸サマ一首  
ノ歌ヲヨマセラレタ

ヘ過去よりのながのまよひの根ざれ」「二十四オ」して

丸でたすかる道ぞうれしき

丸でたすかる道ぞうれしき

サア末代ノ悪人喜ベ女人安心セヨコノ松若丸ガ黒髪ヲソリ落スノガ汝等ガ迷ヒノ根切レヂヤゾヤ 嬉シフナツテマイ  
ルヂヤナヒ有難フナツテマイルヂヤナヒ 罪モ咎モ業モ障モヒツクルメ丸デ願力ニ助ケラレテ往生スル道ガ開ケルゾ  
ヨト御喜ビアラセラレタ

サテ剃度ノ式モ相濟ケレバ幼名ヲ改メテ範宴少納言ノ公ト称シタテマツル

トキニ同行中御安心ノ趣キハナカノノシコニクヒモノヂヤガ 歌ヤ因縁話シハ随分覚エテ帰ラレルモノヂヤド  
ウゾ今ノ四首ノ歌ダケデモ覺テ宿元ヘノミヤゲニセラレヨ モフ一返ヨンデキカセマセフ」「二十四ウ」先ヅ慈鎮和尚サマ

ノ歌  
ガ

「わが山の法のともし火かゝべし  
末たのもしき稚子のこゝろね」

次ニ松若丸サマノ歌ガ

「くろかみをなにをしむらんこの春に  
法の花さくわが身なりけり」

得度ヲ明日サスベシトアリケレバ 御庭前ノ桜ノ花ヲ見給ヒテ

「あすありと思ふこゝろはあだぎくら

よるはあらしのふかぬものかは」

サテ御髪ヲオロサセ給フトキニ

「過去よりのながきまよひの根をきりて

丸でたすかる道ぞれしき」

オカシナヤウデヤガコノ歌ガ肝要ヂヤ ワレ／＼ガ力ラデ善人ニナリテ往生スルデハナヒ罪モ障モ業モミナ引括メ丸々  
弥陀ノ御他力ニ助ケラレテマイル」〔二十五才〕 極樂ヂヤト安心決定シテ喜バレヨ

## 第七席

夫聖人ノ俗姓ハ等 サテ前席ニモ弁ゼシ如ク 宗祖大師御年九ツノ春三月粟田青蓮院ノ門室ニ入ラセラレ 慈鎮和尚ノ御弟子トナリ緑リノ髪ヲオロサセラレタ 昨日マデハチヨト御出マシナサレルニモ大勢ノ供廻リヲ連サセラレ 興興シヤ車ニ召セラレ栄花ヲキワメ給ヒシ御身ガ 早ヤ今日ハ墨ゾメノ衣ヲ著シ給ヒ仏道修行ナサル、ノモ 末代ノ悪人女人

ガ地獄へ落ルガ不便サニ長ノ迷ヒノ根切ヲサセ 此度コソハ樂ミズクメノ花ノ淨土へ往生サセタイバカリノ御辛<sup>ゴシ</sup>」〔二十  
五ウ〕勞<sup>ラ</sup>ヂヤ

トキニ宗祖大師 幼名松若丸サマ御得度ナサセラレタニ付テ叡山三千坊ノ大衆ガ（今トハ違ヒ慈鎮和尚ノ時分マデハ  
寺中ノ数ガ三千アリタ）口々ニ云ハル、ヤウ ナント慈鎮僧正ハ分ラヌデハナヒカ 叡山ノ管長トモ云ハル、身分デア  
リナガラ山ノ作法モカマハズアノ九歳ヤソコラノ小童ニ剃度ヲユルサル、トハ不届キ千万デヤト罵リアヒケル 夫ニマ  
タ其年ノ十月廿日ヨリ寒氣ニ向フテ九十日ノ間ダ宗祖範宴少納言ヘ伝法授戒サセタマフ 先コノ伝戒ト云ハ 初メ十日  
ガ五戒次ノ二十日ガ八戒次ノ三十日ガ十戒後チノ三十日ガ二百五十戒ナリ コレハ叡山ニオヒテ四十已上ニナリタ坊主  
ナラデハ許サレヌ」〔二十六オ〕

ソレヲ此度幼年ノ範宴サマヘ御授ケナサル、モノデヤニヨテ 一山ノ大衆カイヨ／＼腹ヲ立テ 大勢ノ中デ弁舌ノヨ  
ク回ル僧カ一人惣代トナリテ慈鎮和尚ノ御許ヘ往キテ申サル、ヤウ アノ範宴ニハ優婆塞九年ノ行ヲモ勤メサセス出家  
ヲ許シタマフノミナラズ四十歳以上ノ者デナケレバ授ケルコトノナラヌ伝法授戒ヲ九ツ位ヒノ範宴ニ許シタマフハ云何  
ナル訳テゴザルト目ニカド立テ問カケラルレバ慈鎮和尚ハ莞爾ト笑ハセラレ サレバデゴザル御房ナドハ物ヲ能キ、分  
ル人デヤガ篤ト聞テ山ヘ帰リテ一同ヘ伝ヘラレヨ 法華經提婆品ニハ八歳ノ龍女ニ伝法授戒ヲ釈迦如來カ」〔二十六ウ〕  
許サセラレタデハナヒカ 今ソノ例ヲ以テ九歳ノ範宴ニコノ慈鎮が伝法授戒ヲ許シタハ其器量アルガユヘナリ 汝等ニ  
未ダ伝戒ヲ許サヌハ痴鈍ニシテ其機熟セザルガユヘナリト仰セラレケレバ 惡僧等ミナ／＼閉口シテ何事モ云ハザリシ  
トアル

サテ宗祖範宴少納言サマハ叡山ノ三宝院ノ別行処ニオヒテ授戒アラセラル、ソノ容体ハ 石畳ノ上ニアラ菰ヲ布  
テ其上ニ座シ 藥師如来又ハ觀世音菩薩ヲ一心ニ念シテ 戒行ヲ成就シトゲルトキハ念ズルトコロノ仏菩薩ガ其前ニ  
影現シタマフトアル 其戒行ヲ勤ムル間ニイロ／＼サマ／＼ノ魔障ト云テ 妖怪變化ノ事ヲナシテ行者ノ心ヲタメシ修

行ノ」「二十七オ」サマタゲヲナス 然ルニ行者ノ心ロ大磐石ノ如クニシテイカナル奇怪ヲナストモ少シモ動ズルコトナ  
ケレバ 魔却テ怖レヲナシテ障導ヲナスコト能ハズ首尾ヨク戒行ヲ成満スルトアル

昔坂本ニ某ノ僧アリテコノ伝法授戒ノ行ヲ勤メケルガ モハヤ四五日デ戒行ガ成満スルトイフニナリタトキ 夜半  
ト思シキコロ白髪アタマノ婆々ノ首ガ坐リテ居ル前ヘズ一ツ出タレバ僧ハ大ヒニ驚キ縋床ヲ立テ逃タバカリデ八十  
日アマリモ勤メタ行ガ忽破レテシマフタトアル コレガ謂ユル魔ノタメニ障導セラレシナリ

宗祖大師ハ御年ワヅカ九歳ニシテカヽル難行ヲ滯リナク御勤メアラセラレタハ阿弥陀如来ノ御化「二十七ウ」身ナレ  
バコソ ナカヽ直也人ガドノヤウニ氣張タトテ及ブコトデハナヒ ナント同行中恐レ入タルコトデハナヒカ 末代ノ  
ワレラ衆生ヲ御済度下サルタメニトテ 幼年ノ御時ヨリ艱難辛苦ヲナサセラレ一宗ヲ御開キアラセラレテ 今日在座  
ノ各々ヤ我々ガ本願ノ御由レヲ聞テ信ズル一念ニ往生ノ定マルコトヲ知ラセテ下サルトハ アラ有難ヤト御慈悲ガ  
頂カレタデアラフゾナラバ アヤマリハラテ、御恩報謝ノ称名ヲ喜バレヨ

## 第八席

夫聖人ノ俗姓ハ等 サテ範宴少納言ノ公サマハ日々夜々ニ御学文ヲ勉強アラセラル、トコロガ誠ニ一ヲ聞テ十ヲ  
知シ「二十八オ」十ヲ聞百ヲ覚り給フ 最早十八歳ニナラセタマフマデニヨマセラレヌ経文モナク習ハセラレヌ書籍モナ  
シ 敘山三千坊ノ中ニ於テ肩ヲナラベルモノモナキ大学者トナラセラレタ  
然ルニ一切經ヲ表紙ノヤブレル程クリカヘシヽ悪人女人ガ地獄ヲノガレル法門ガアルカト読デ見タマヘドモ 迪  
モ自力デ凡夫ガ速カニ迷ヒヲ離レテ仏ニナル法ハナク イヅレノ法モナガヽノ間ダカヽリテ修行シテ段々ニ位階ヲ進  
ミソノウヘデナケレバ迷ヒノ根切ヲシテ仏ケニナルコトハナス ユヘニ宗祖大師ハ大ヒニ御心ヲ傷メサセラレ  
トゾ末代ノ凡夫ガ迷ヒノ境界ヲハナレテ悟リノ境界ニイタル捷径ガ知リタヒ」「二十八ウ」モノヂヤト思召シテ磯長ノ御  
トナガ

ビヤウ サンケイ  
廟へ参詣アラセラレタ

コノ御廟ハ三尊連座ノ御廟ト称シテ 中尊サマガ聖徳太子ノ御母君即阿弥陀如来ノ御化身 右ノ方ハ聖徳太子救世觀音ノ御化身ナリ 昔シ弘法大師コノ御廟へ三七日ノ間御參籠アラセラレタ 其參籠中毎夜弘法大師般若理趣分ヲ読誦シ給ヒケレバ聖徳太子石ノ唐戸ノ内ヨリ助音ヲナシ給ヒタトアル サテ三七日満ズル暁キ聖徳太子ガ弘法大師ヘ真言秘密ノ法ヲ御授ケナサレタ ヨツテ其御礼ニ弘法大能一夜ノ間ニ指ノ爪ニテ三部經ヲ石ニ書キ給ヒタトアル 各々参詣ヲ致サレタ人ハ御存知デアラフ

カ、ル靈場ナレバ宗祖」〔二十九オ〕大師モ十二日十三日十四日ト三日ノ間御通夜ヲナサセラレテ称讚淨土經ヲ讀誦アラセラレタレバ聖徳太子ガ石ノ唐戸ノ内ヨリ助音ナサレタトアル

サテ十四日月モ西ノ山ニ入ラントシ給フ頃聖徳太子アラハレ給ヒ宗祖大師ヘ告テ曰ク 我三尊化導塵沙界日域大乘相応地諦聴々々吾教令汝命根応十余歳命終即入清淨土善信々々真菩薩ト御告アラセラレタ

ソレヨリ宗祖ハ御帰リノ道スガラ御告ノ文ヲスクト考ヘタマフニ 我三尊化導塵沙界トハコノ三尊ハ娑婆ノ五欲ノ塵ニマジハリテ衆生ヲ化導スルト云フコト 日域大乗相応地トハコノ日本ハ仏法ヲヒロメルニ至極〔二十九ウ〕ヨヒトコロヂヤト云コト 其次ノ句ニ汝命根応十余歳トハ汝ガ命チハモフ今カラ末ガ十年ヂヤト云コト 命終即入清淨土トハ命チヲハリテスミヤカニ淨土ニ入ルト云コト サテ合点ノユカヌハ汝ガ命ハモフ十年ヂヤトノタマフコト然レバコノ範宴ハ二十九歳ニナレバ命ガ終ルカ実ニハカナキ人界ノアリサマ 夫ニ付テモ一日モ早ク惡人女人ガ迷惑ハナレル近路ヲ尋ネ出ダンタイモノヂヤトタゞ末代今日ノワレゝガ後生ノ一大事ノミヲ御心配下サル、斯様ニ宗祖大師ハワレゝガコトヲ思召サレテ下サレタ御恩ノ深キコトヲ思ハネバナラヌゾヤ 御恩ガ思ハル、ナラ信心ヲ」〔三十オ〕得テ南無阿弥陀仏唱ヘラレヨ

トキニ宗祖範宴サマハ御年二十九歳ノ三月十三日法然上人ノ御許ニオヒテ年来ノ所願ノ如ク凡夫出離ノ要法ヲ聞キ

信心ヲ決定アラセラレ御壽命ハ満九十歳ニテ終ラセラレタ然ルニ聖德太子ガ爰デ汝ガ命チハ今ヨリ後十年デシマヒ  
 デヤト仰セラレタハイカナル訳ゾト云ニコ、ガ淨土真宗ノ肝要ナ処ヂヤ指要抄ノ中ニ体ダノ命チト心ノ命チトヨ御分  
 ケナサレテアル當流デハ名号ノ謂レヲ聞ヒラキ信心ノエタ一念ガ迷ヒノ命チノ切レ場ソノ時ヲ以テ臨終ト思フベシ  
 魂タシヒガコノ体ヲ出テユクトキハ死ヌノデハナヒ極樂ヘ往生スルノヂヤ」〔三十ウ〕

往ワユク生ハウマレル産ツバタ我子デサヘ愛想ヲツカスヤウニ病波レ見ルカゲモナキコノ体ダヲ脱ステ、見ル  
 モ楽ミ聞モタノシミ樂ミ揃ヘノ淨土ヘ往キ生レルノデヤゾヨト仰セラル、依テ御本書ニコノ世界ニ一人信ヲ得ルモノ  
 ガアルト早ヤ極樂淨土ニ蓮華ガ一本生ヘルトアルソノ生ヘタ蓮華ガコノワレノヲ待兼テ東ヲ向テ招クゾヨト実ニ  
 末頼モンキハ念佛行者ノ身ノ上デゴザル

第九席  
第十席 省略

御伝抄法話上終

御伝抄法話 卷之中

第十一席 省略

## 第十二席

建仁第一ノ暦春ノ頃等

サテ当席ニ於テハ吉水御入室ノ一段ヲ聴聞ニ及ブコトナルガ

(指図)爰ニ居ラル、人ハ隨円ト云テ至ソテオロカナ人デ阿弥陀經一卷ヨム事ノデキヌ人デアツタ夫ユヘイツデモ椽ニバカリ坐リテ居ラル、氣ヲ付テ拝マレヨ隨円ニカギリテ衣バカリデ袈裟ハカケテ居ラレヌ何ユヘ袈裟モカケズニイツデモ椽ニ坐「四ウ」リテゴザルゾト云ニ 弥陀經一卷ヨマレヌ私シガ御歎タト同席イタスハ恐レ多イト云テ遠慮ナサル、ガ故ヂヤトアル

然ルニ此人ケシカラヌ法然上人ノ御氣ニ入デ 其方ハオロカナト云テ常ニ卑下ヲスルガ此世ノ事ニコソ賢愚ノ差別ガアレ弥陀ノ本願極樂マイリノ事ニカケテハ愚鈍ナ者ホド正客ヂヤゾヤ イカニト云ニ智者ヤ学者ノ暦々ハ弥陀ガ御苦勞ナサレイデモ自カラ修行シテ迷ヒヲハナレル 末代今日ノ惡人女人ハ仏道ヲ修行スルコトニカケテハ盲目ノ腰スケ過去ハドノヤウナ処ニ生レテ居タヤラ未來ハドノヤウナ処ヘ往ヤラアト「五オ」先キノ見エヌハ目クラモ同様行ト云タラ布施ノ行モソトマラズ忍辱ノ行モカナハズ 戒行ト云タラ單ノ一戒モ持ツコトガナラネバ腰スケ同然ソノ目クラノ腰スケヲ助ケフタメニ五劫ノ御思惟ナサレタウヘ兆載多劫ノ御修行デ顯ハレサセラレタ極樂淨土ナルガユヘニ 往生ノ一段ニナルト智者ヤ学者ハ相判客隨円ガヤウナ愚鈍ナ者ガ阿弥陀如來ノ正客ヂヤゾヨト仰セラレタトアル 今日ノ各々ヤワレ／＼モ目クラノ腰スケ同然ナレドモ カゝルモヲ御助ケハ弥陀バカリト信ズル一念ニ無始已來ノ迷ヒノ根切レヲシテ下サレ正定聚ノ分人ト御定メニアヅカルトハ実「五ウ」ニ広大ノ御慈悲ゾト喜バネバナラヌ 倍サテコノ隨円ト云フ人ハ法然サマノ御寺ノ掃除役ヲシテ居ラレタトアル 全体物覓エノワルイ人ハドコデモ掃除役ヲスルモノトミエテ 昔ノ釈迦如來ノ御弟子ニ槃特ト云テケシカラヌ覓ノワルヒ人ガアリテ 己レガ名デサヘモ覓エテ居ルコトガナラヌユヘ 板ニ槃特トイフ字ヲ書テモラヒ夫ヲ首ニカケテアルキ人ガ名ヲタヅヌレバ是ヲ讀デ下サレト云テ

ソノ札ヲ見セラレタトアル 其ノ人モ釈迦如来ノマシマス精舎ニアリテ毎日掃除役ヲツトメナガラ一句ノ偈文ヲ習ハレ  
シガ 遂ニ羅漢ノ悟リヲ得ラレ 又隨円ハ法然上人ノ御教化ニ依「六オ」テ弥陀ノ本願ヲ信ジテ報土往生ヲ遂ラレタ  
其勝劣天地雲泥モ喻ヘトスルニ足ラズ

トキニ三月十二日ノ夜隨円ニ向ヒテ法然上人仰セラル、ヤウ 明日ハ予ガ許ヘ珍客ガ来ルベシ念ヲ入テ掃除スベ

シ 予モノノ手伝ヲスベシト翌朝未明ヨリ客殿ヘ出サセラレ

(指図) 此ノ通りノ上ニハ斯様ナ金屏風ヲ引廻シ 法然サマハ墨染ノ袈裟ニ御手ニ珠  
数ヲ持セラレ珍客ノ入来ヲ待受テゴザル モハヤ巳ノ刻頃ニモナルト頻リニ待セラル、ガ 隨円ハ例ノ様ニスハリテ  
居ラル、ガ 今日ハ珍客ガ来ラセラル、トノコトナレバ御師匠ト有難キ御物語リモ「六ウ」アルベシ傍ラニテ承タマハ  
ラント樂ミ居テル、容体

(指図)此ニ居タマフガ宗祖大師 斯様ニ法然上人ト御顔ヲナガメ合セ宗祖ハ涙ヲボシ默然シテ居給フト 鷲ノ居ル

ヲ見タマヒテ法然サマノ御歌

「身は二つこゝろは一つおし鳥の

たがひにかよふこゝろづくしを」

トコノ御歌ノコ、ロハ 石ノ上ニ居ル鷲ハ羽ガヌレヌ池ノ中ノ鷲ハ羽ガヌレル 今コノ法然ハ精進潔斎ノ身ニシテ肉食妻帶ノ泥ニハヨゴレス御房ニハヤガテ肉食妻帶ノ泥ニヨゴレルガ ヨゴレスモヨゴレルモ心ハ一ツ 末代ノ悪人女人ヲ  
弘誓ノ舟ニウチ乗セテ極樂淨土へ連レ帰リタイバカリヂヤトヨマセラレタ」「七オ」

其時宗祖ハコボル、涙ヲ袖ニテオサヘ

「いろふかく思ひけるこそうれしけれ  
もとのさまをば更に忘れじ」

カウドワウジヤウトゲ

ト御返歌ヲヨマセラレタ  
 サア爰ヂヤ 日本一ノ大役者市川団十郎ハ舞台ニ於テハ奴役 団十郎ノ弟子ハ舞台デハ旦那役ヲツトメル 弟子ガ  
 旦那ニナリ師匠ガ奴ニナルモミンナ樂屋ノ仕組ニアルコトヂヤ 今恐レナガラ極楽ノ教主タル阿弥陀如来ハ宗祖大師ト  
 アラハレタマヒ 婆娑世界ノ舞台デハ肉食妻帶ノ奴役トナラセラレ 御弟子ノ勢至菩薩ハコノ世ヨリ法然上人トアラ  
 ハレタマヒ 師匠トナラセラル、モミンナ淨土ノ樂屋ノ仕組ニアルコトヂヤ  
 然ルニ極樂淨土ノ御留「七ウ」守番觀世音菩薩ハ女形トサマヲカヘ 月輪殿下ノ御姫君ト御生レナサレ女人往生ノ御  
 先達ヲナサレル  
 サアコレデ立役ガ二人ニ女形ガ一人都合三幅對極樂往生ノ千両役者ノ顔ガ揃フタ イヨノコレカラ婆娑ノ舞台デ  
 往生人ノ顔見セ 芸題ハ悪人女人往生鑑スナハチ今日ガ大入ニテ人氣各山真宗大繁昌 大序ヨリ大切マデ四十八願  
 段ツマキヂヤ  
 ソコデ御和讃ニ 弥陀觀音大勢至大願ノフネニ乗ジテゾ生死ノ海ニウカビツ、有情ヲバウテノセタマフト述サセラ  
 レタ  
 古歌二  
 フル  
 古歌二  
 レタ  
 ハ櫓もかいもわれとはとらで法のふね  
 たゞ舟人にもかせてぞ行く  
 ハ極樂は日々に「八オ」ちかくぞなりにける  
 あはれ嬉しき老の暮かな  
 へはやいそげこゝは三世の星休み  
 へはんのとまりは極樂がやど」

タトヒイヤト云テモ逃シハセヌ恐レ多クモ宗祖大師ガ惡人往生ノ御先達ヂヤ 私シハ女人ナレバト卑下スルナ勿体ナク  
 タマヒ モ玉日ノ宮様ガ女人往生ノ御先達ヲナサレテ下サル、  
 斯様ニ極樂淨土ノ三尊ガ隨類応同ト様ヲカヘ今日ノワレ／＼ガ極樂往生ノ道案内ヲシテ下サル、コトナレバ 弥陀ノ  
 御慈悲ニスガリサヘスリヤ 何時命チガ終ラフトモ花ノ淨土ヘヤス／＼ト往生ヲ遂サセテ下サル、

## 第十三席ヨリ 省略

## 第十九席マデ

## 第二十席

建長八年丙辰等  
当席ハ蓮位房夢想ノ一段

ノ御時 コノ前ノ肉食妻帶ノ段ハ三十一年ノ御時ナリ  
 三十一歳ト三十八歳トノ間ヘ八十四歳ノ御時ノ事ヲ入レサセラレタハ云何ナル訳ゾトイフニ 全体コノ御伝抄ハ年月  
 ノ次第ニ付テ述作ナサレタデハナヒ 義類相集ノ次第ト云テソノ類ヲアツメテ御作ナサレタノモノヂヤ 類ヲ集ルト  
 ハ 弥陀」〔三十八才〕観音勢至ノ三尊ガ手組ヲソロヘテ各々ヤワレ／＼ガ淨土参リノ捷經ヲ教ヘタマフ思召ナリ

二段目ガ法然上人ノ本地勢至菩薩ヲ明シ 第三段目ガ玉日ノ宮ノ本地觀世音ヲ明シ 今コノ一段ハ宗祖大師ノ本地阿  
 弥陀如来ヲ明シ給フ コレ三尊垂迹ノ本地ヲ示サンガタメノ次第ジヤ  
 コノ蓮位房夢想ノ一段ハ云何ナル思召ゾト云ニ コレニ三ツノ訳ガゴザル 一ツニハ蓮位房ガ慢心ヲ対治センガタメ

ナリ 二ツニハ末ノ衆生ニ敬礼ヲ示サンガタメナリ ミツニハ宗祖大師ノ本地ヲ示サンガタメナリ  
 先ヅ第一ニ蓮位房ノ慢心ヲ対治センガ為ト云ハ蓮位房ハ人皇五十六〔三十八〕代清和天皇九代ノ後胤  
 多田満仲ノ家筋源三位頼政ノ末孫兵庫頭源盛繁ト云武士デアツタ処ガ謀叛ヲ企テシ咎ニヨリ已ニ三条河原ニ  
 於テ斬罪ニ行ハルトコロヘ宗祖大師通リカラセラレ思召スヤウ 斯様ナ処ヘ行カリテ見殺シニスルハ出家ノ本  
 意ニアラズ何トゾ其咎人ヲ私シニ下サルベシ 即チ出家トナシ吉水ノ法然上人ノ弟子ニ致シタフゴザルトノタマヘバ  
 然ラバトテ宗祖大師ヘ其罪人ヲ下サレタソコデ吉水ノ禪室ヘ連レ帰リ此ノ者ハ今日斯様々々ノノ訣ニテ命チ乞フシ  
 テ連レ帰リマシテゴザル何トゾ御弟子トナサレ〔三十九〕オテ御教導下サレヨト願ハセラル、法然上人聞給ヒ夫ハ不  
 便ナコトナリ弟子ニシテ遣ハスベシトアリテヤガテ剃髪セラ蓮位房ト名ヅケサセラレタガ其後宗祖ノ弟子トナサル、  
 コノ蓮位房心ノ中ニ思フヤウ我ハ天子ノ後胤ニテ源盛繁トモ云ハレタ者ガ愚禿々々ト云ヤウナ人ニ使ハレ者  
 トナリシハ口惜イコトダヤト常恒思フテ居ラレンガ或時高田ノ顕知房ニ面会シテ彼レ是雜話ノ序テニ吾師匠ノ本  
 地ハ何サマデアロウト申サレケレバ顕知房云其不審ハ程ナク晴ルデアラフト申サレタガ建長八年蓮位房ノ夢ノ  
 中ニ

(指図) 拝マル、通り氣高キ童子ガ顎レ給ヒ「三十九」宗祖大師ハ向ノ方ニ墨染ノ袈裟衣ヲ召サレ御手ニ珠数ヲ持タ  
 マヒ立テゴザラセラル、ヲ今ノ童子ガ頻リニ礼拜恭敬シタマヒ蓮位房ニ告給ハク我ハコレ六百年ノ昔シコノ日本ニ  
 出現シタル聖德太子ナリ今汝ガ師匠トタノム人ハ凡人ト思フナヨ極樂淨土ノ教主阿弥陀如来デヤゾヨト仰セラ  
 ル、ト思ヘバ夢ハサメタル、ト思ヘバ夢ハサメタ蓮位房ハサテノ、誤リ果マン左様ナ御方トハ存ゼス常ニ橋慢ノ心ヲ起シ御師匠サマヲ輕蔑  
 イタシマシタト慙愧餓悔シソレヨリ高田ノ顕知房ノ許ヘ行レシトコロ顕知房ノ云ハル、ヤウ蓮位房隠サル、ナ夜前  
 ハ夢ヲ見ラレタデアラフ、イカニモ夢ヲ見マシタソレヲバ「四十」貴房ハ云何シテ御存知デゴザル云何シテドコロ  
 カ其方ハツネノ慢心ヲ起シテ師匠ヲ侮ラル、ガ夜前太子ノ御告ニヨリテ合点ガデキタデアロフト聞テ蓮位房ハ弥々

驚キ  
宗祖大師ヲ恭敬尊崇シタテマツリ先非ヲ悔テ懲懃ニ御給仕ヲ致サレタトアル  
スペテ仏法ニツケ世法ニツケ 我身ヲ高ブル者ハ仏神ノ嫌ヒ給フコトナレバ  
テ、弥陀ノ本願ヲ頼ムベシ  
只ワガ身ハワロキ徒ラ者トアヤマリハ

御伝抄法話中終

御伝抄法話 卷之下

第二十一席ヨリ

第二十四席マデ

省略

第二十五席

淨土宗興行ニヨリテ等

宗祖大師ノコロマデハ朝廷ニ於テ万機ヲツカサドリタマヒ政務ヲ行ハセラレタガ  
政事ヲ武家ニ於テ執行セラレタガ 時移リ世換リテ徳川氏ノ末ニ至リ政権ヲ奉還セラレテヨリ 今又朝廷ニ於テ衆務ヲ統サセラル、  
諸古シヘハ諸国ノ武家ガ一年替リニ京都ヘ詰ラレタガ 其時ノ当番ガ江州觀音寺山ノ城主佐々木ノ九郎ト云人デア

ツタ

(指図) 爰ニ画イテアル一人ノ僧ハ二位ノ尊長ナリ 逃ル俗人ハ法然上人ニ給仕スル阿波ノ助トイフ者ヂヤ  
 倍コノ二位尊長ト」「十九ウ」云フハケシカラス悪僧デ 法然上人淨土宗創立ヲ嫉ミ 自ラ念佛停止ノ門番ニ出ラレ僧  
 分デアリナガラ斯様ニ甲冑ヲカザリ右ノ手ニハ鉄扇ヲ持チ 念仏ヲ称ヘルモノハ引ツカマヘテ刎首ノ刑ニ行ハント云フ  
 イキホ  
 ヒヂヤ

サテ法然上人御流罪ノ後 觀山ニ於テハ猿ガアレル南都ニ於テハ鹿ガアレル 然ルニ誰云トモナク兩上人ヲ左遷シタ  
 テマツリシ御咎メデヤト云フ風聞ガアルニヨリテ 二位ノ尊長モ誤マリ入テ 法然上人津ノ国勝尾寺ヘ御着ノ七日前ニ  
 勝尾寺ニ往キテ待受タテマツリ 我慢ノ鑑ヲ脱嫉妬ノ念ヲ懲愧シテ 法然上人ノ御弟子トナリ是信房ト名ヲ替ラレ「二  
 十オ」専修念佛ノ行者トナラレタ

コレ昨日マデハ念佛称ヘル者ハ刎首ニセント憤リシ邪見人デモ 廻心懺悔トアヤマリ果テ御慈悲ニスガレバ必ラズ御  
 沢シノナヒノガ弥陀ノ本願 コレガ惡人往生ノ手鏡デヤト云コトヲ御知セナサルヽノヂヤ  
 (指図) 是ナルハ紫宸殿コレナルハ右近ノ橘左近ノ桜斯様ニ列座シタマフガ六卿方ナリ 御簾ノ内ニハ天子ガ出御ナ  
 サレテゴザル

サテ六卿方ガ御寄合ナサレ法然上人ハ云何セフ善信房ハ云何セフト御協議ノ体相ナリ 是ナル竹ハ天子ノ政道ハ正直  
 ニシテ曲ミノナヒト云コトヲ表シタモノ

其特ノ評定住蓮房ハ江州ニ於テ死刑 安樂房ハ六条磧ニ於「二十ウ」テ刎首 禅光房ハ伯耆ノ国ヘ流刑 源空ハ七  
 十有余ノ老体ナレバ余命幾ハクモ有マシ四国土佐ヘ遷スヘシ  
 弟子善信房ハ壯年ニシテ 器量抜群ナルコト師匠ノ源空ニ勝リハスレトモ劣ラヌ人ナレバ 彼ヲ生シ置ハ又候念佛  
 繁昌ニ至ラン 依テ善信房ハ死罪ニ行フベシト 宗祖大師ハ刎首ト評定ガ相究リタ  
 ナント同行中 此時宗祖カ死刑ニ処セラレタマヒタナラバ淨土真宗ハ御開キナサルコトカ叶ハヌ 淨土真宗カナクハ

弥陀ノ本願ハアリナガラ各々ヤワレ／＼ハ炎ノ中ヘ堕ネハナラヌ 然ルニ其時危ウカリシ宗祖ノ御命チヲ助ケタマヒシハ

（指図）爰居タマフ六角前中納言親経卿ヂヤ「二十一オ」コレハ宗祖大師ノ従兄弟ニアタラセ給フ御方ナルカ 今日ノ評定云何テアラフト御案ジナサレ

（指図）御玄関ヨリ上リ紫宸殿ニ六卿方ノ並居タマフ処ニ至リ 今日ノ評議イカ、決着相成シヤト尋ね給へバ サレハノ事 今日ノ評決ハ住蓮ハ江州馬淵村ニ於テ死刑 安樂ハ京都六条磧ニオヒテ刎首 師匠ノ源空ハ土佐ノ国ヘ配流ト定マリマシタ 成ホト御尤テゴザル トキニ善信房ハ云何処置セラル、ヤ 善信ハ死刑ニ定マリマシタ 六角中納言聞タマヒ 夫ハ心得難キコト アノ住蓮安樂ハ 天子ノ御寵愛深キ鉢虫松虫姫ノ兩人ヲ出家サセタル犯罪アレハ 死罪ニ行ハル、モ道理ナレトモ 善「二十一ウ」信房ニ何ノ過チアツテ死刑ニ処セラル、ヤ イカニ／＼ト詰問セラレケレハ サスカノ六卿方モ返答ニツマリ 一同ニ默然トシテサシウツムヒ居給ヒシカ 暫クアリテ御簾ノ内ヨリ天皇ノ勅定ニ 親経カ申ス如ク 善信房カ死刑ヲ宥メ越後ノ国ヘ配流セシムヘントアリケ

レハ

倫言ハ汗ノ如クチヤ 一タヒ仰せ出サレタコトハ二タヒアトヘハ御引ナサラヌユヘ 六卿方モ顔ト顔トヲ見合セテ勅命ニ從ヒ越後ノ国ヘ善信房ヲ左遷スヘキ由ニ決セラレタ 若コノ時ニ当アリテ 親経卿ノ難詰ノ一言ナク六卿方ノ意見任セタマハ、宗祖大師ノ御命チハ盡サセラレン サレハ「二十二オ」親経卿ハ淨土真宗ノ御流レヲ汲ム者ノタメニハ恩人ナリ

云何ト云フニ 宗祖ノ御身ニ恙ナク満九十歳ノ長寿ヲ御保チアラセラレタユヘ 京都市中ハ申スニ及ハス閑東北越ヲ始メ諸國ノ人民ニ御化導ノ行届カセラレタハ 一二ハ阿弥陀如來ノ御化身タル宗祖大師ノ御徳ノスクレサセタマフカ故ト喜ヒ 二ニハ七百年來一流ノ安心ヲ御代々ノ善知識様カ御相承下サル、故ト喜ヒ 三ニハ紫宸殿ニ於テ六卿方カ

評定ノ時

(指図)コノ親経卿カ宗祖ノ死刑ヲ止メンコトヲ諍ハレシニ  
称ヘテ仏恩ヲ報スヘシ  
トナ  
アラソ  
アラソ  
チヨク  
ヨロコ  
常ニ念佛ヲ

第二十六席ヨリ

省略

第三十一席マデ

第三十二席

ヒキツ、  
口ヲ続、  
キ聴聞ニ及ブ御伝抄ノ法話モハヤ當席ガ御満座トナリ

宗祖大師御入滅ノ一段

前席ニ弁ゼン如ク  
十一月廿七日ノ夕暮性信房京著致サレタ

サテ越前ノ国ニ三門徒ト云ガアル  
コレハ善鸞上人が開基ナリ  
コノ御方ハ雜行ガ御スキデアツタユヘ  
末代ノ者

ニ誠メノタメニ宗祖大師ガ」(四十一オ)七生ノ間タ御勘当アラセラレタ

然ルニ此度御父君ノ御大病トキ、何トゾ御存命ノ中ニ御勘当赦免ヲ

蒙リ

カウム

ハ再<sup>アフタ</sup>ビ云ナ 真実ノ吾子ナレバ憎イト思ハネドモ今彼ガ勘当ヲ赦サバ吾滅後ニ至リ 親鸞ガ子ニモ雑行勸メタ者ガア  
 ツタト末代ノ同行ニ云ハレテハ 大事ノ宗義ニ暇ガツキ 衆生ガ往生ノ安心ヲ誇ルコトナレバ 善鸞ハイヨ／＼七生ガ  
 間勘当<sup>カシダウ</sup>チヤト仰ラレテ 更ニ御赦免<sup>シャメン</sup>ナシ  
 性信房ハ恐レ入り 末代ノ凡夫ガ疑ヒヲ除カセラレヤウトテ 御親子ノ中マデ断セラレルトハ勿体至極モナヒトサン  
 ウツムイテ居ラレシガ

性信々々ト呼セラレ「四十二オ」ルユヘ御枕元<sup>オマクラモト</sup>ヘマイリ御用デコザルカト申上レバ 性信房ヤ  
 セヨ 遠路ト云ヒ久シブリニテ上京シタ者モトメカヘ<sup>モシ</sup>若ヤ其方ガ不在中ニ関東  
 ノ同行ニ安心違ヒガ出来テ ソノマ、命ガ終リタナラ無量却取カヘシノナラヌ一大事チヤホドニ 直様コレヨリ立帰  
 リ吾ニ替リテ教導<sup>ケウダウ</sup>シテクレヨト仰ラレタ

ソユデ性信房ハ涙ヲ押ヘ 師ノ命ハ背クマジトハ存ジマスレドモ セメテ一両日御看病仕リマシタ上<sup>ウヘ</sup>デ関東ヘ下リ  
 マセフ 此ノ御大病ヲ見捨テ ハドウモ心ガスミマセヌト申上ラルト

イヤコノ親鸞ガ看病スル者ハ沢山アル 関東ノ同行ガ安心ノ「四十二ウ」介抱スル者ハ其方ナラデ誰ガアラフ<sup>カイバ</sup>  
 行ノ中ニ一人ニテモ地獄へ落サバ阿弥陀如来ノ五劫思惟モ永劫ノ修行モ水ノ沫トナリ 親鸞ガ九十年來ノ化導モ唐捐ナ  
 リ 今其方が爰ニ留リテ親鸞ヲ摩サスリノ介抱ヨリ関東へ早ク下リテ同行中ノ安心ノ介抱ラシテクレルガ吾ハ千倍嬉シ  
 フ思フゾヨト仰セラレ 其方ニ形見ヲ遣スペシト料紙<sup>レタシ</sup>ト硯ヲ取寄セラレ御筆ヲ染サセラレタ  
 其御詞ニ曰ク 親鸞年積リ此度淨土へ往生ヲトモオントバ<sup>コトタビ</sup>半座ヲ分テ一味ノ衆中ヲ相待申スペク候  
 ～病む子をばあづけてかへる旅のそら

こゝろはこゝに「四十三オ」のこりこそすれ」  
 ト詠<sup>エイ</sup>ジ給ヒ 愚癡親鸞ト書テ性信房へ下サレタ 只今ニ於テ坂東報恩寺第一ノ宝物トナリテアリ  
 ホウモウオジ  
 ホウモウオジ

サテアカル  
儲翌廿八日正午ノ刻 宗祖大師ハ頭北面西右脇ニ伏シ給ヒ 念仏ノ声モロトモニ淨土へ御帰リアラセラレタ  
御入滅ナサル、ト忽チ虎石町ノ法泉寺ニアル虎石ガウナヅイタトアル  
斯様ニ非情ノ物スラ恩ヲ知ル 况ヤ御流レヲ汲今日ノ御門徒ガ 仏祖ノ御恩ヲ思ハズニハ居ラレマヒ  
大師ノ厚恩ヲ思ヒ浮ベテ称名相続アルベシ  
何卒常ニ如來

御伝抄法話卷下終 「四十三ウ」